

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
3	右下	(添付別紙 1 参照)	(添付別紙 1 参照)
21	右上図	(添付別紙 1 参照)	(添付別紙 1 参照)
22	上地図	(添付別紙 1 参照)	(添付別紙 1 参照)
45	左上グラフ	(添付別紙 2 参照)	(添付別紙 2 参照)
45	右上グラフ	(添付別紙 2 参照)	(添付別紙 2 参照)
46	右上地図	(添付別紙 3 参照)	(添付別紙 3 参照)
47	右上写真	(添付別紙 4 参照)	(添付別紙 5 参照)
48	6	(添付別紙 4 参照)	(添付別紙 5 参照)
49	上年表	(添付別紙 6 参照)	(添付別紙 6 参照)
55	上図	(添付別紙 6 参照)	(添付別紙 6 参照)
56	左上グラフ	(添付別紙 7 参照)	(添付別紙 7 参照)
66	右上グラフ	(添付別紙 7 参照)	(添付別紙 7 参照)
68	左下図	(添付別紙 8 参照)	(添付別紙 8 参照)
71	14	(添付別紙 8 参照)	(添付別紙 8 参照)
77	右下写真	(添付別紙 9 参照)	(添付別紙 9 参照)
88	左下グラフ	(添付別紙 9 参照)	(添付別紙 9 参照)
90-91	上図	(添付別紙 10 参照)	(添付別紙 11 参照)
94	18	(添付別紙 12 参照)	(添付別紙 12 参照)
97	上地図	(添付別紙 12 参照)	(添付別紙 12 参照)
100	上地図	(添付別紙 12 参照)	(添付別紙 12 参照)

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
104	右上写真	(添付別紙 13 参照)	(添付別紙 13 参照)
104	注①	(添付別紙 13 参照)	(添付別紙 13 参照)
105	左上グラフ	(添付別紙 13 参照)	(添付別紙 13 参照)
105	右上グラフ	(添付別紙 14 参照)	(添付別紙 14 参照)
106	右上地図	(添付別紙 14 参照)	(添付別紙 14 参照)
110	左上図	(添付別紙 15 参照)	(添付別紙 15 参照)
110	右上グラフ	(添付別紙 15 参照)	(添付別紙 15 参照)
110	注①	(添付別紙 15 参照)	(添付別紙 15 参照)
131	右下グラフ	(添付別紙 16 参照)	(添付別紙 16 参照)
132	右上グラフ	(添付別紙 16 参照)	(添付別紙 16 参照)
134	右上グラフ	(添付別紙 16 参照)	(添付別紙 16 参照)
139	右上グラフ	(添付別紙 17 参照)	(添付別紙 17 参照)
140	左上グラフ	(添付別紙 17 参照)	(添付別紙 17 参照)
142	下グラフ	(添付別紙 18 参照)	(添付別紙 18 参照)
144	右上グラフ	(添付別紙 18 参照)	(添付別紙 18 参照)
145	左上グラフ	(添付別紙 19 参照)	(添付別紙 19 参照)
145	右上グラフ	(添付別紙 19 参照)	(添付別紙 19 参照)
146	左上グラフ	(添付別紙 20 参照)	(添付別紙 20 参照)

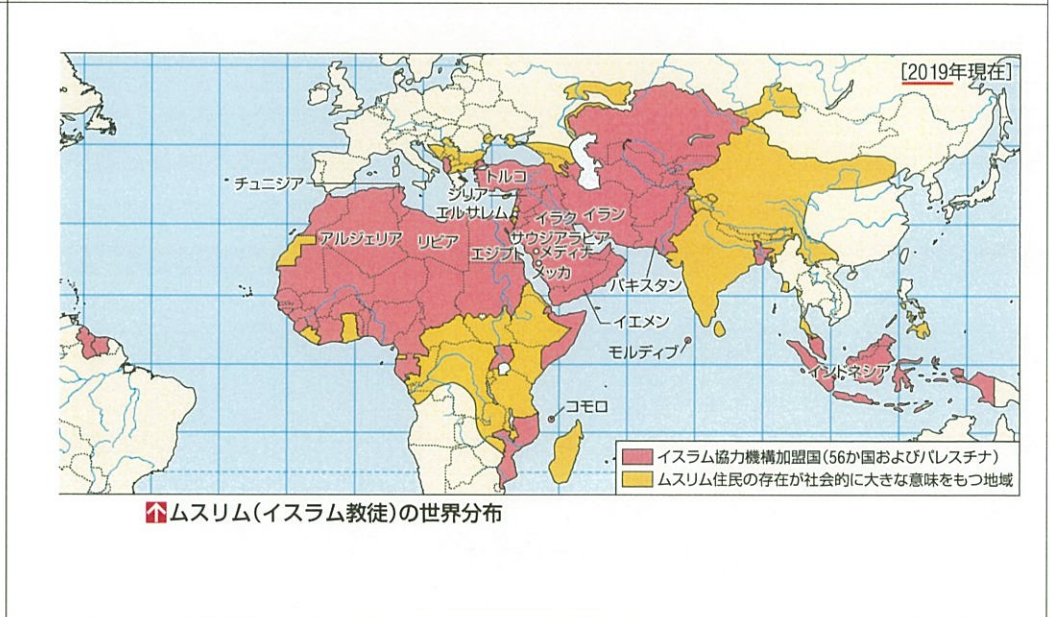
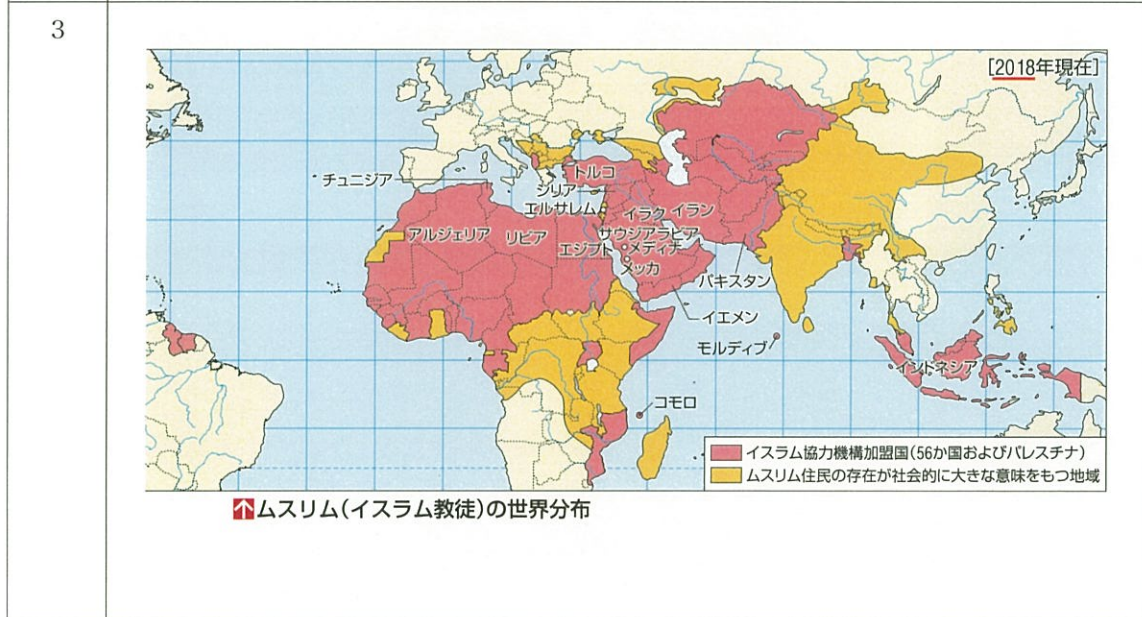
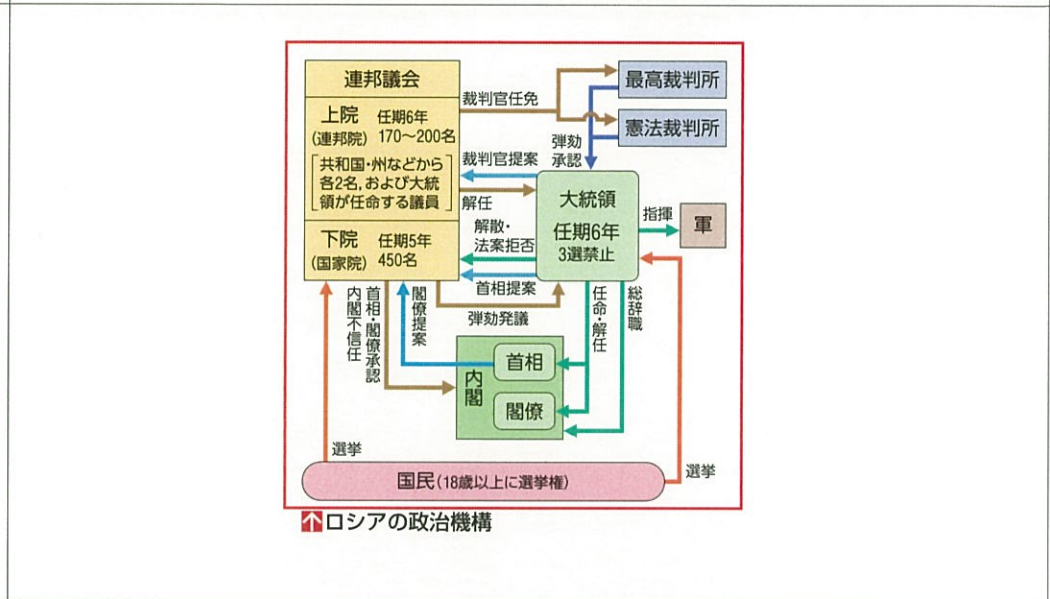
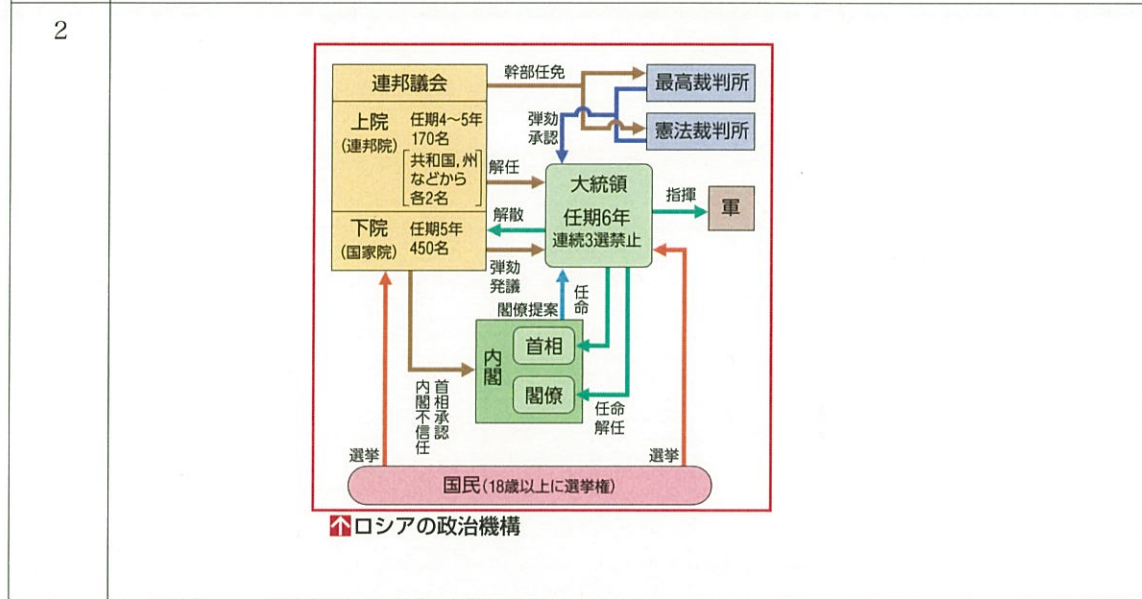
訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
146	10-12	(添付別紙 20 参照)	(添付別紙 20 参照)
148-149	上グラフ	(添付別紙 21 参照)	(添付別紙 22 参照)
156	左上写真	(添付別紙 23 参照)	(添付別紙 23 参照)
156	10-20	(添付別紙 23 参照)	(添付別紙 23 参照)
156	25	(添付別紙 23 参照)	(添付別紙 23 参照)
157	4	(添付別紙 23 参照)	(添付別紙 23 参照)
163	右上年表	(添付別紙 24 参照)	(添付別紙 24 参照)
165	5-6	(添付別紙 24 参照)	(添付別紙 24 参照)
167	左上グラフ	(添付別紙 24 参照)	(添付別紙 24 参照)
167	7	(添付別紙 25 参照)	(添付別紙 25 参照)
169	左上グラフ	(添付別紙 25 参照)	(添付別紙 25 参照)
175	左上グラフ	(添付別紙 25 参照)	(添付別紙 25 参照)
176	右上グラフ	(添付別紙 26 参照)	(添付別紙 26 参照)
182	左上グラフ	(添付別紙 26 参照)	(添付別紙 26 参照)
182	右上グラフ	(添付別紙 26 参照)	(添付別紙 26 参照)
182	注①	(添付別紙 27 参照)	(添付別紙 27 参照)
187	右上表	(添付別紙 27 参照)	(添付別紙 27 参照)

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
190	上グラフ	(添付別紙 27 参照)	(添付別紙 27 参照)
194	注⑩	(添付別紙 28 参照)	(添付別紙 28 参照)
196	左上グラフ	(添付別紙 28 参照)	(添付別紙 28 参照)
197	左下地図	(添付別紙 28 参照)	(添付別紙 28 参照)
197	右下年表	(添付別紙 29 参照)	(添付別紙 29 参照)
198	上地図	(添付別紙 29 参照)	(添付別紙 29 参照)
198	12-13	(添付別紙 30 参照)	(添付別紙 30 参照)
198	注⑩	(添付別紙 30 参照)	(添付別紙 30 参照)
199	左上グラフ	(添付別紙 30 参照)	(添付別紙 30 参照)
200	17-22	(添付別紙 30 参照)	(添付別紙 30 参照)
200	左下写真	(添付別紙 30 参照)	(添付別紙 30 参照)
202	下	(添付別紙 31 参照)	(添付別紙 31 参照)
204	左下グラフ	(添付別紙 31 参照)	(添付別紙 31 参照)
206	左下グラフ	(添付別紙 32 参照)	(添付別紙 32 参照)
207	左上地図	(添付別紙 32 参照)	(添付別紙 32 参照)
208	左下グラフ	(添付別紙 33 参照)	(添付別紙 33 参照)
209	右上グラフ	(添付別紙 33 参照)	(添付別紙 33 参照)
212	左段 3-7	(添付別紙 33 参照)	(添付別紙 33 参照)
212	右段 13-14	(添付別紙 34 参照)	(添付別紙 34 参照)

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
213	右上表	(添付別紙 34 参照)	(添付別紙 34 参照)
214	左下グラフ	(添付別紙 34 参照)	(添付別紙 34 参照)
214	右段 7-8	(添付別紙 35 参照)	(添付別紙 35 参照)
221	左上グラフ	(添付別紙 35 参照)	(添付別紙 35 参照)
234	上	(添付別紙 36 参照)	(添付別紙 36 参照)
244	右段	(添付別紙 37 参照)	(添付別紙 37 参照)
後見返		(添付別紙 38 参照)	(添付別紙 39 参照)
193	右下グラフ	(添付別紙 40 参照)	(添付別紙 40 参照)
181	左上グラフ	(添付別紙 40 参照)	(添付別紙 40 参照)
97	11	(添付別紙 40 参照)	(添付別紙 40 参照)
199	右上地図	(添付別紙 41 参照)	(添付別紙 41 参照)
199	右上地図	(添付別紙 41 参照)	(添付別紙 41 参照)
148-149	上グラフ	(添付別紙 21 参照)	(添付別紙 22 参照)
163	右上年表	(添付別紙 24 参照)	(添付別紙 24 参照)

番号	原文
1	<p>5 グローバル化する世界経済 200</p> <p>コラム グローバル化における経済発展と格差 202</p>

番号	訂正文
1	<p>5 グローバル化する世界経済 200</p> <p>コラム 新型コロナウイルス感染症の世界的大流行 202</p>



番号

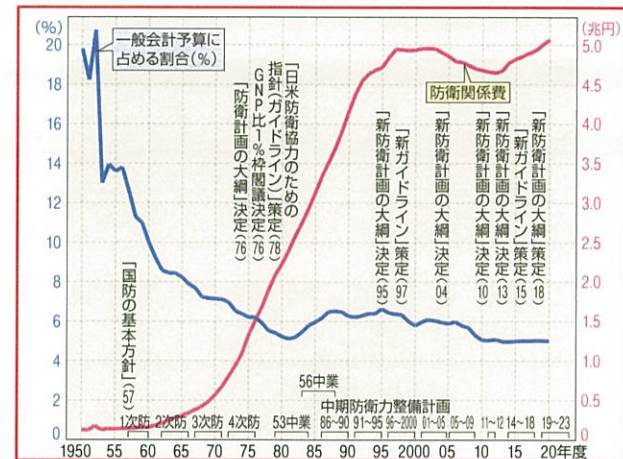
原文

訂正文

4

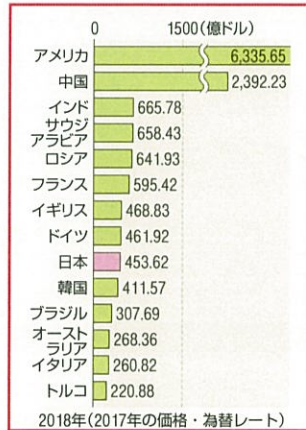


日本の防衛関係費の推移 (防衛白書ほか)

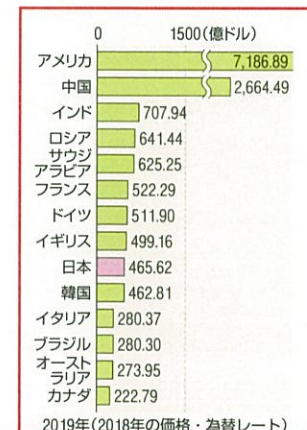


日本の防衛関係費の推移 (防衛白書ほか)

5



おもな国の軍事支出 (SIPRI 資料)



おもな国の軍事支出 (SIPRI 資料)

番号

原文

訂正文

6



番号

7
.
8

て、在日米軍についても見直しが行われ、日米両政府はその再編について合意した。そのなかの普天間基地の移設については、県内移転の是非などをめぐり紛糾し、実現していない。

有事体制の確立

戦後の日本では、憲法の平和主義との関係で、戦争などの緊急事態への国内での

対応を定めた有事法制は存在しなかった。しかし、政府は2003年、武力攻撃事態対処法の制定や自衛隊法改正などの有事法制(有事法制関連3法)を制定した。これにより、日本が武力攻撃を受けたり、武力攻撃が予測されたりする場合、内閣に権限が集中し、地方公共団体や国民には、政府に協力して事態に対処することが求められることになった。さらに2004年、緊急時の国民の避難や救援について定めた国民保護法など有事法制関連7法が制定された。有事法制の整備については、緊急時に政府がむやみに人権を制限することがないよう、その限界を定めるものであると歓迎する意見もある一方、基本的人権を侵害するもので、憲法の平和主義と相容れないとの意見もある。

自衛隊の海外派遣

日本政府は、武力行使を目的として自衛隊を外国に派遣する「海外派兵」は憲法に違反するとしてきた。しかし、

湾岸戦争を契機に、国連の平和維持活動(PKO)への参加が論議となり、政府は憲法前文の国際協調主義がその根拠であるとして、1992年にPKO協力法(国連平和維持活動協力法)を制定し、その結果、自衛隊がカンボジアなどに派遣された。PKO活動に対しては、武力ないしそれに準ずるもの以外で日本は国際社会に貢献すべきだという意見もある。

その後、2001年にアメリカで起きた「同時多発テロ」をきっかけとして、アメリカは、それまでの国家間の戦争とは別に、非国家集団との「新しい戦争」を戦う立場を明確にした。これを受けて日本は、同年にテロ対策特

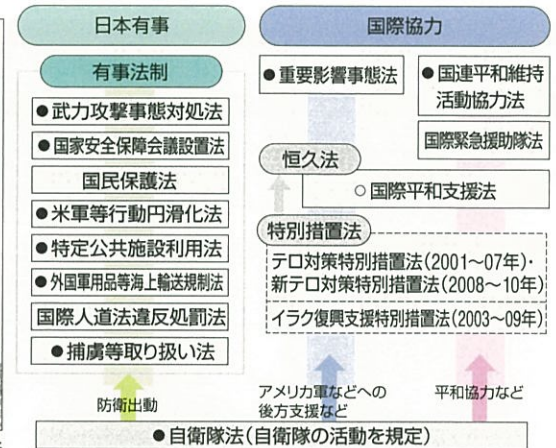


PKO活動(カンボジア, 1992年)
PKO協力法の制定を受け、自衛隊が海外に初めて派遣された。

原文



安全保障関連法案について憲法審査会での参考人(憲法学者)の見解を報じた新聞記事(2015年6月)



* ●に船舶検査活動法を加えた10法の改正と○を総称して安全保障関連法という。

日本の安全保障法制

別措置法を制定して、後方支援のために自衛隊を海外に派遣した。さらに2003年には、アメリカとイギリスがイラク戦争を開始し、自衛隊はイラク復興支援特別措置法にもとづき、2004年にイラクに派遣された。また、ソマリアなどを拠点とする海賊が船舶の航行を妨害する事件が相次いだことに対し、2009年に海賊対処法が制定され、海上自衛隊が公海上で取り締まりを行えることとなった。

8

番号

7
.
8

訂正文

て、在日米軍についても見直しが行われ、日米両政府はその再編について合意した。そのなかの普天間基地の移設については、県内移転の是非などをめぐり紛糾し、実現していない。



PKO活動(カンボジア, 1992年)
PKO協力法の制定を受け、自衛隊が海外に初めて派遣された。

有事体制の確立 戦後の日本では、憲法の平和主義との関係で、戦争などの緊急事態への国内での対応を定めた**有事法制**は存在しなかった。しかし、政府は2003年、武力攻撃事態対処法の制定や自衛隊法改正などの**有事法制(有事法制関連3法)**を制定した。これにより、日本が武力攻撃を受けたり、武力攻撃が予測されたりする場合、内閣に権限が集中し、地方公共団体や国民には、政府に協力して事態に対処することが求められることになった。さらに2004年、緊急時の国民の避難や救援について定めた国民保護法など**有事法制関連7法**が制定された。有事法制の整備については、緊急時に政府がむやみに人権を制限することがないよう、その限界を定めるものであると歓迎する意見もある一方、基本的人権を侵害するもので、憲法の平和主義と相容れないとの意見もある。

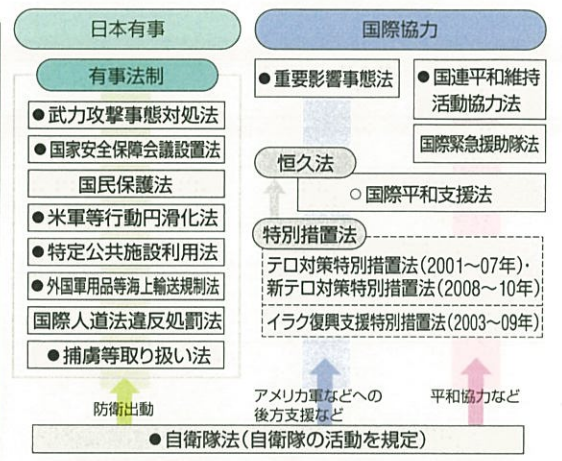
自衛隊の海外派遣 日本政府は、武力行使を目的として自衛隊を外国に派遣する「海外派兵」は憲法に違反するとしてきた。しかし、湾岸戦争を契機に、国連の**平和維持活動(PKO)**への参加が論議となり、1991年 Peace-Keeping Operations →p.87 政府は憲法前文の国際協調主義がその根拠であるとして、1992年に**PKO協力法(国連平和維持活動協力法)**を制定し、その結果、自衛隊がカンボジアなどに派遣された。PKO活動に対しては、武力ないしそれに準ずるもの以外で日本は国際社会に貢献すべきだという意見もある。

その後、2001年にアメリカで起きた「同時多発テロ」をきっかけとして、アメリカは、それまでの国家間の戦争とは別に、非国家集団との「新しい戦争」を戦う立場を明確にした。これを受けて日本は、同年にテロ対策特別措置法を制定して、後方支援のために自衛隊を海外に派遣した。さらに

7



安全保障関連法案について憲法審査会での参考人(憲法学者)の見解を報じた新聞記事(2015年6月)



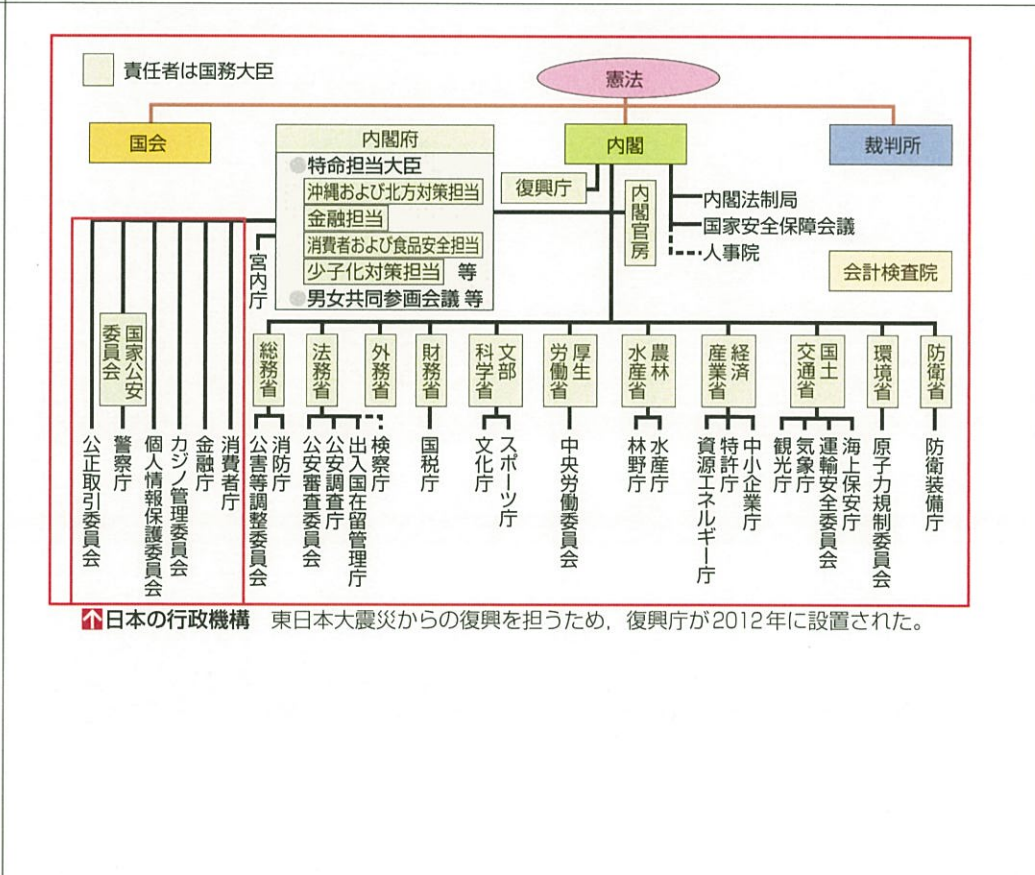
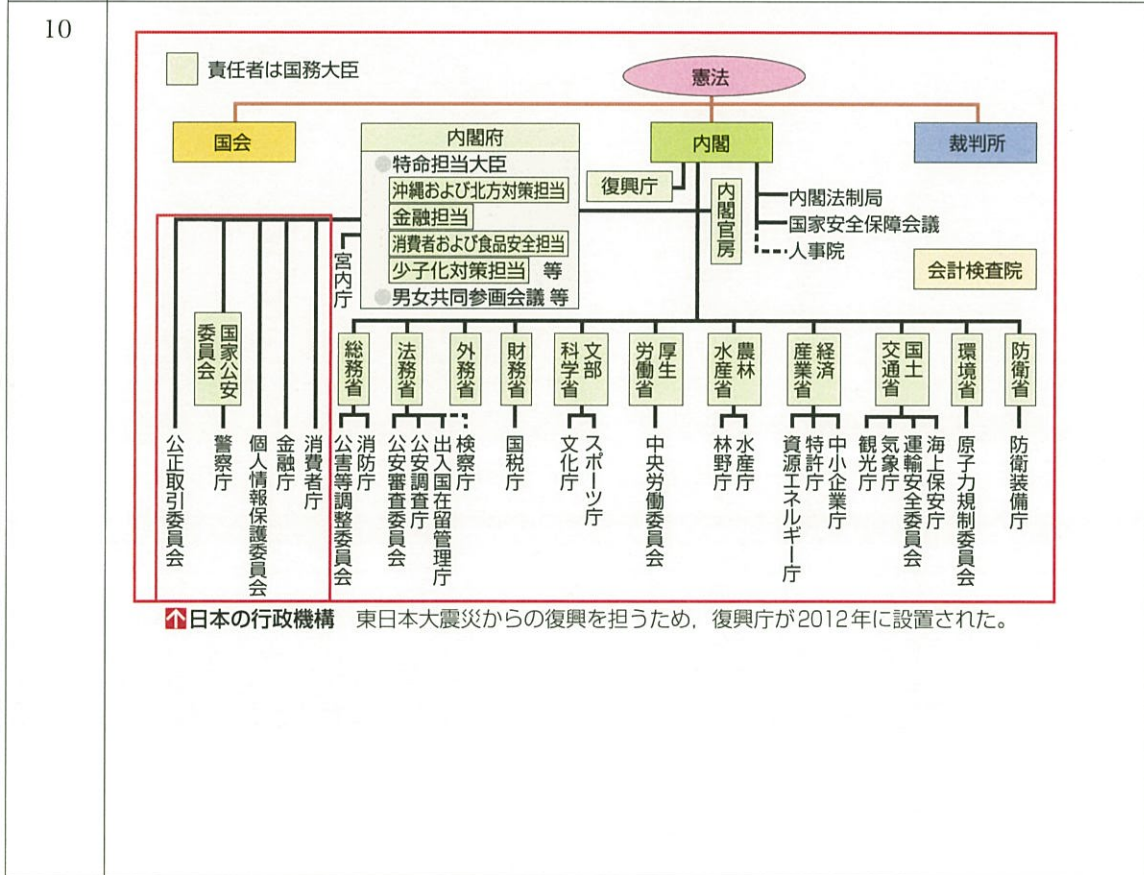
▲安全保障関連法案について憲法審査会での参考人(憲法学者)の見解を報じた新聞記事(2015年6月) ▲日本の安全保障法制

2003年には、アメリカとイギリスがイラク戦争を開始し、自衛隊はイラク復興支援特別措置法にもとづき、2004年にイラクに派遣された。また、ソマリアなどを拠点とする海賊が船舶の航行を妨害する事件が相次いだことに対し、2009年に海賊対処法が制定され、海上自衛隊が公海上で取り締まりを行えることとなった。2020年には、防衛省設置法にもとづく「調査・研究」目的で、海上自衛隊がオマーン湾などの海域に派遣された。

8

番号	原文																																												
9	<table border="1"> <tr> <td>1947</td> <td>日本国憲法施行</td> <td>2001</td> <td>テロ対策特別措置法制定</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>朝鮮戦争勃発 警察予備隊設置(52年保安隊設置)</td> <td>03</td> <td>有事法制関連3法制定 イラク復興支援特別措置法制定</td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>サンフランシスコ平和条約調印 日米安全保障条約調印</td> <td>04</td> <td>有事法制関連7法制定 自衛隊イラク派遣</td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>自衛隊発定</td> <td>06</td> <td>日米政府、在日米軍再編合意</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>日米相互協力及び安全保障条約調印</td> <td>07</td> <td>防衛庁が防衛省に昇格</td> </tr> <tr> <td>71</td> <td>「非核三原則」国会決議</td> <td>08</td> <td>新テロ対策特別措置法制定 宇宙基本法制定</td> </tr> <tr> <td>78</td> <td>「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」策定</td> <td>09</td> <td>海賊対処法制定、ソマリア沖に自衛隊派遣</td> </tr> <tr> <td>92</td> <td>国連平和維持活動(PKO)協力法制定 自衛隊カンボジアPKO派遣</td> <td>13</td> <td>国家安全保障会議設置 特定秘密保護法制定</td> </tr> <tr> <td>97</td> <td>新ガイドライン策定</td> <td>14</td> <td>政府、集团的自衛権の行使容認を閣議決定</td> </tr> <tr> <td>99</td> <td>ガイドライン関連法制定</td> <td>15</td> <td><u>新ガイドライン策定</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>安全保障関連法制定</u></td> </tr> </table> <p>日本の防衛関係の動き</p>	1947	日本国憲法施行	2001	テロ対策特別措置法制定	50	朝鮮戦争勃発 警察予備隊設置(52年保安隊設置)	03	有事法制関連3法制定 イラク復興支援特別措置法制定	51	サンフランシスコ平和条約調印 日米安全保障条約調印	04	有事法制関連7法制定 自衛隊イラク派遣	54	自衛隊発定	06	日米政府、在日米軍再編合意	60	日米相互協力及び安全保障条約調印	07	防衛庁が防衛省に昇格	71	「非核三原則」国会決議	08	新テロ対策特別措置法制定 宇宙基本法制定	78	「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」策定	09	海賊対処法制定、ソマリア沖に自衛隊派遣	92	国連平和維持活動(PKO)協力法制定 自衛隊カンボジアPKO派遣	13	国家安全保障会議設置 特定秘密保護法制定	97	新ガイドライン策定	14	政府、集团的自衛権の行使容認を閣議決定	99	ガイドライン関連法制定	15	<u>新ガイドライン策定</u>				<u>安全保障関連法制定</u>
1947	日本国憲法施行	2001	テロ対策特別措置法制定																																										
50	朝鮮戦争勃発 警察予備隊設置(52年保安隊設置)	03	有事法制関連3法制定 イラク復興支援特別措置法制定																																										
51	サンフランシスコ平和条約調印 日米安全保障条約調印	04	有事法制関連7法制定 自衛隊イラク派遣																																										
54	自衛隊発定	06	日米政府、在日米軍再編合意																																										
60	日米相互協力及び安全保障条約調印	07	防衛庁が防衛省に昇格																																										
71	「非核三原則」国会決議	08	新テロ対策特別措置法制定 宇宙基本法制定																																										
78	「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」策定	09	海賊対処法制定、ソマリア沖に自衛隊派遣																																										
92	国連平和維持活動(PKO)協力法制定 自衛隊カンボジアPKO派遣	13	国家安全保障会議設置 特定秘密保護法制定																																										
97	新ガイドライン策定	14	政府、集团的自衛権の行使容認を閣議決定																																										
99	ガイドライン関連法制定	15	<u>新ガイドライン策定</u>																																										
			<u>安全保障関連法制定</u>																																										

番号	訂正文																																												
9	<table border="1"> <tr> <td>1947</td> <td>日本国憲法施行</td> <td>2001</td> <td>テロ対策特別措置法制定</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>朝鮮戦争勃発 警察予備隊設置(52年保安隊設置)</td> <td>03</td> <td>有事法制関連3法制定 イラク復興支援特別措置法制定</td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>サンフランシスコ平和条約調印 日米安全保障条約調印</td> <td>04</td> <td>有事法制関連7法制定 自衛隊イラク派遣</td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>自衛隊発定</td> <td>06</td> <td>日米政府、在日米軍再編合意</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>日米相互協力及び安全保障条約調印</td> <td>07</td> <td>防衛庁が防衛省に昇格</td> </tr> <tr> <td>71</td> <td>「非核三原則」国会決議</td> <td>08</td> <td>新テロ対策特別措置法制定 宇宙基本法制定</td> </tr> <tr> <td>78</td> <td>「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」策定</td> <td>09</td> <td>海賊対処法制定、ソマリア沖に自衛隊派遣</td> </tr> <tr> <td>92</td> <td>国連平和維持活動(PKO)協力法制定 自衛隊カンボジアPKO派遣</td> <td>13</td> <td>国家安全保障会議設置 特定秘密保護法制定</td> </tr> <tr> <td>97</td> <td>新ガイドライン策定</td> <td>14</td> <td>政府、集团的自衛権の行使容認を閣議決定</td> </tr> <tr> <td>99</td> <td>ガイドライン関連法制定</td> <td>15</td> <td><u>新ガイドライン策定</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20</td> <td><u>オマーン湾などに自衛隊派遣</u></td> </tr> </table> <p>日本の防衛関係の動き</p>	1947	日本国憲法施行	2001	テロ対策特別措置法制定	50	朝鮮戦争勃発 警察予備隊設置(52年保安隊設置)	03	有事法制関連3法制定 イラク復興支援特別措置法制定	51	サンフランシスコ平和条約調印 日米安全保障条約調印	04	有事法制関連7法制定 自衛隊イラク派遣	54	自衛隊発定	06	日米政府、在日米軍再編合意	60	日米相互協力及び安全保障条約調印	07	防衛庁が防衛省に昇格	71	「非核三原則」国会決議	08	新テロ対策特別措置法制定 宇宙基本法制定	78	「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」策定	09	海賊対処法制定、ソマリア沖に自衛隊派遣	92	国連平和維持活動(PKO)協力法制定 自衛隊カンボジアPKO派遣	13	国家安全保障会議設置 特定秘密保護法制定	97	新ガイドライン策定	14	政府、集团的自衛権の行使容認を閣議決定	99	ガイドライン関連法制定	15	<u>新ガイドライン策定</u>			20	<u>オマーン湾などに自衛隊派遣</u>
1947	日本国憲法施行	2001	テロ対策特別措置法制定																																										
50	朝鮮戦争勃発 警察予備隊設置(52年保安隊設置)	03	有事法制関連3法制定 イラク復興支援特別措置法制定																																										
51	サンフランシスコ平和条約調印 日米安全保障条約調印	04	有事法制関連7法制定 自衛隊イラク派遣																																										
54	自衛隊発定	06	日米政府、在日米軍再編合意																																										
60	日米相互協力及び安全保障条約調印	07	防衛庁が防衛省に昇格																																										
71	「非核三原則」国会決議	08	新テロ対策特別措置法制定 宇宙基本法制定																																										
78	「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」策定	09	海賊対処法制定、ソマリア沖に自衛隊派遣																																										
92	国連平和維持活動(PKO)協力法制定 自衛隊カンボジアPKO派遣	13	国家安全保障会議設置 特定秘密保護法制定																																										
97	新ガイドライン策定	14	政府、集团的自衛権の行使容認を閣議決定																																										
99	ガイドライン関連法制定	15	<u>新ガイドライン策定</u>																																										
		20	<u>オマーン湾などに自衛隊派遣</u>																																										

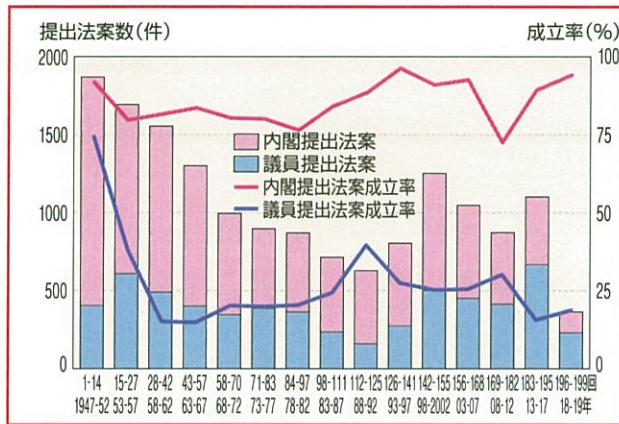


番号

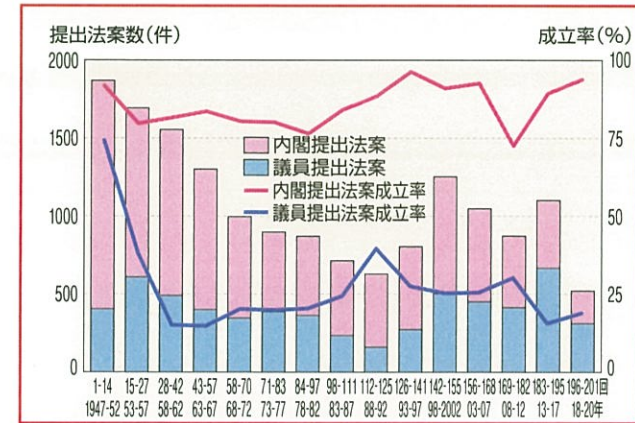
原文

訂正文

11

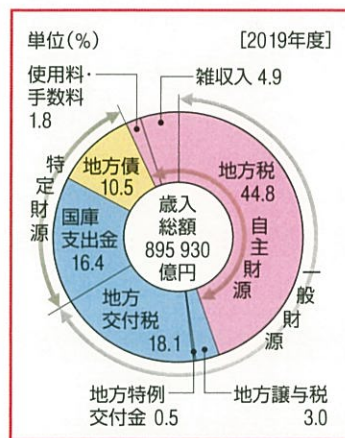


議員立法と政府立法の推移(内閣法制局資料)

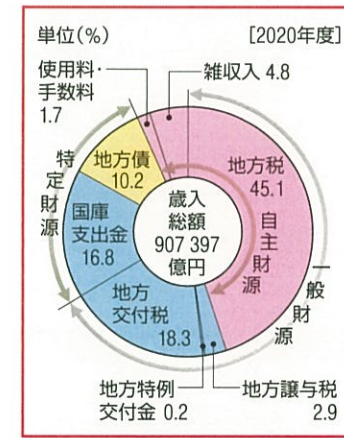


議員立法と政府立法の推移(内閣法制局資料)

12



地方財政の財源(総務省資料)



地方財政の財源(総務省資料)

番号	原文
13	<p>戦後のおもな政党の推移 (2019年9月現在)</p>

訂正文
<p>戦後のおもな政党の推移 (2020年9月現在)</p>

14	<p>議院議員選挙で民主党は^{さんばい}惨敗し、再び自民党と公明党の連立による第二次 <u>2012年～</u></p>
----	--

<p>議院議員選挙で民主党は^{さんばい}惨敗し、再び自民党と公明党の連立による第二次 <u>2012～20年</u></p>
--

番号	原文
15	<div data-bbox="300 247 817 609" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="300 609 728 726" data-label="Caption"> <p>↑TV討論(アメリカ合衆国の大統領選挙, 2016年) 大統領候補者は自らの政策や信条などを, テレビの公開討論などを通じて広く国民に語りかけ, 有権者の判断をあおぐ。</p> </div>

訂正文
<div data-bbox="1377 242 1895 606" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1377 606 1803 726" data-label="Caption"> <p>↑TV討論(アメリカ合衆国の大統領選挙, 2020年) 大統領候補者は自らの政策や信条などを, テレビの公開討論などを通じて広く国民に語りかけ, 有権者の判断をあおぐ。</p> </div>

16	<div data-bbox="430 949 784 1252" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>[2019年 通常予算]</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロシア</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>22.0%</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>12.0%</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>8.6%</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>6.1%</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>4.6%</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>4.4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>39.9%</td> </tr> <tr> <td>総額</td> <td>28.5 億ドル</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="430 1252 772 1348" data-label="Caption"> <p>↑主要国の国連分担金比率(国連広報センター資料) 分担率は総会で決定される。</p> </div>	国	比率 (%)	ロシア	2.4%	アメリカ	22.0%	中国	12.0%	日本	8.6%	ドイツ	6.1%	イギリス	4.6%	フランス	4.4%	その他	39.9%	総額	28.5 億ドル
国	比率 (%)																				
ロシア	2.4%																				
アメリカ	22.0%																				
中国	12.0%																				
日本	8.6%																				
ドイツ	6.1%																				
イギリス	4.6%																				
フランス	4.4%																				
その他	39.9%																				
総額	28.5 億ドル																				

16	<div data-bbox="1467 965 1825 1268" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>[2020年 通常予算]</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロシア</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>22.0%</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>12.0%</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>8.6%</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>6.1%</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>4.6%</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>4.4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>39.9%</td> </tr> <tr> <td>総額</td> <td>28.7 億ドル</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1467 1268 1803 1364" data-label="Caption"> <p>↑主要国の国連分担金比率(国連広報センター資料) 分担率は総会で決定される。</p> </div>	国	比率 (%)	ロシア	2.4%	アメリカ	22.0%	中国	12.0%	日本	8.6%	ドイツ	6.1%	イギリス	4.6%	フランス	4.4%	その他	39.9%	総額	28.7 億ドル
国	比率 (%)																				
ロシア	2.4%																				
アメリカ	22.0%																				
中国	12.0%																				
日本	8.6%																				
ドイツ	6.1%																				
イギリス	4.6%																				
フランス	4.4%																				
その他	39.9%																				
総額	28.7 億ドル																				

番号

17

訂正文

東西対立・冷戦										デタント・多極化														
年	1945	46	47	48	49	50	51	52	54	55	56	60	61	62	63	64	65	68	71	72	73	75		
世界のまなざし	国際連合成立																							
日本のまなざし																								

新冷戦			冷戦後の世界																				
年	78	79	87	89	90	91	92	93	95	96	97	98	99	2001	02	03	04	08	11	14	15	18	20
世界のまなざし																							
	日本のまなざし																						

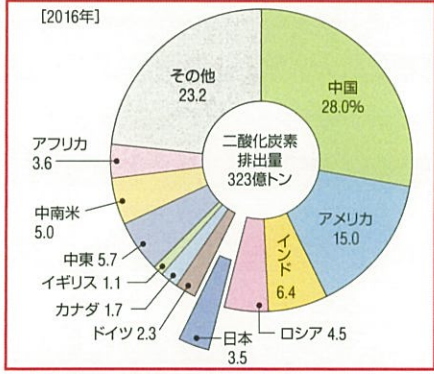
第二次世界大戦後の国際関係の展開と日本

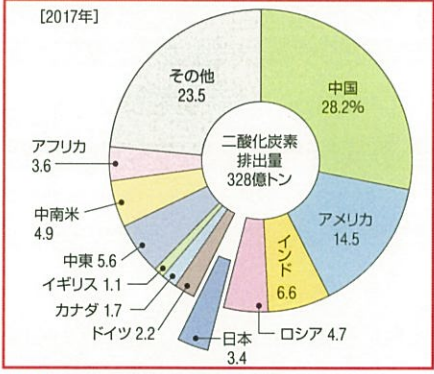
番号	原文
21	 <p>↑温暖化防止京都会議(1997年) この会議で、二酸化炭素の排出規制についてはじめて法的な拘束力をもった京都議定書が採択された(2005年、ロシアの批准で発効)。</p>

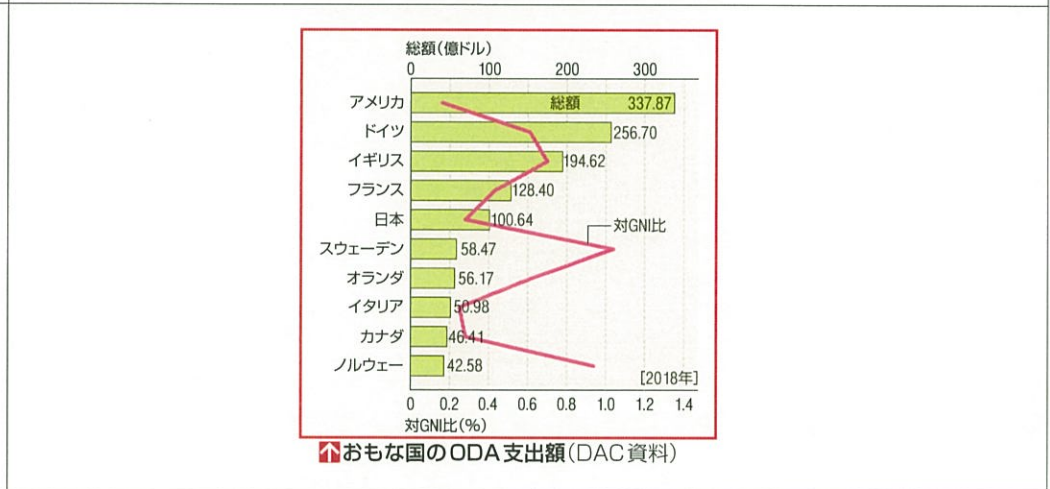
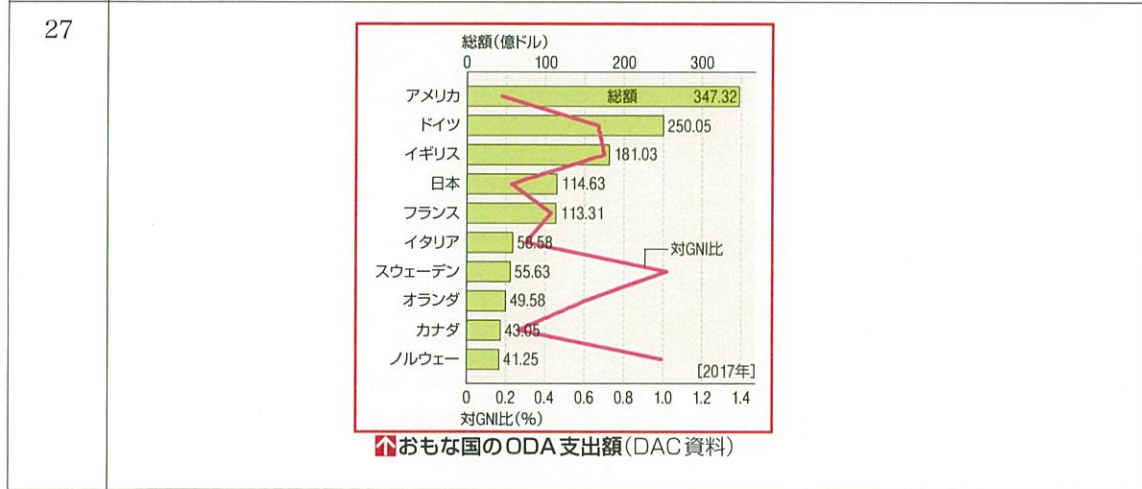
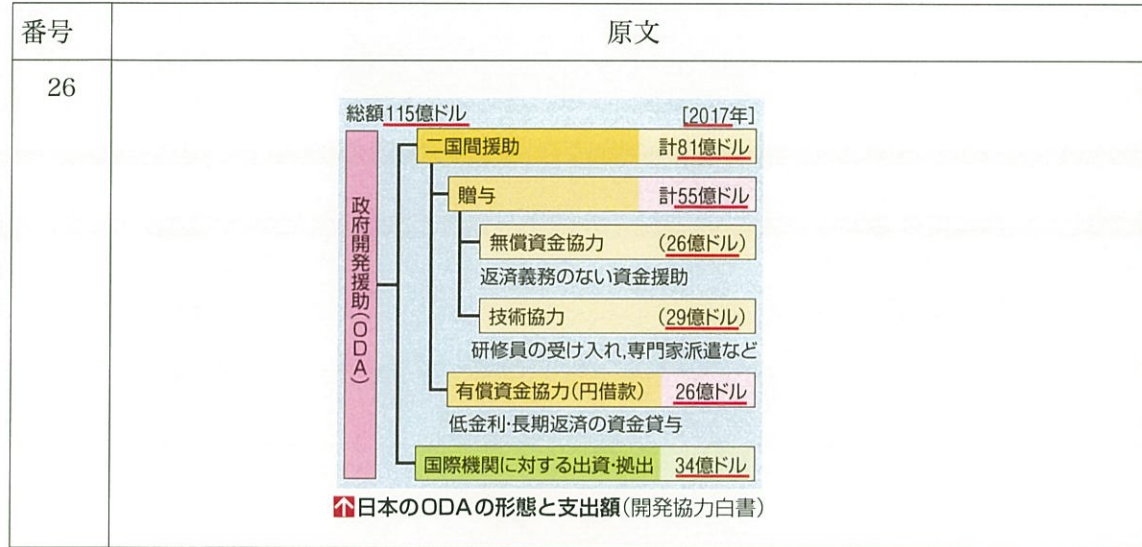
訂正文									
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1411 191 1467 271">長期目標</td> <td data-bbox="1467 191 1848 335"> <ul style="list-style-type: none"> 世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求する 今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を達成する </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1411 335 1467 438">削減目標</td> <td data-bbox="1467 335 1848 438"> <ul style="list-style-type: none"> 発展途上国を含むすべての締約国が対象 各国で削減目標を作成・提出し、5年ごとに強化した削減目標で更新する 目標達成の義務なし </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1411 438 1467 518">状況確認</td> <td data-bbox="1467 438 1848 518"> <ul style="list-style-type: none"> 2023年から5年ごとに世界全体の実施状況を評価する(グローバル・ストックテイク) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1411 518 1467 630">その他</td> <td data-bbox="1467 518 1848 630"> <ul style="list-style-type: none"> 二国間クレジット制度(JCM)を含めた市場メカニズムも活用する 先進国による資金提供(発展途上国は自主的に提供) </td> </tr> </table>	長期目標	<ul style="list-style-type: none"> 世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求する 今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を達成する 	削減目標	<ul style="list-style-type: none"> 発展途上国を含むすべての締約国が対象 各国で削減目標を作成・提出し、5年ごとに強化した削減目標で更新する 目標達成の義務なし 	状況確認	<ul style="list-style-type: none"> 2023年から5年ごとに世界全体の実施状況を評価する(グローバル・ストックテイク) 	その他	<ul style="list-style-type: none"> 二国間クレジット制度(JCM)を含めた市場メカニズムも活用する 先進国による資金提供(発展途上国は自主的に提供) 	<p>↑パリ協定の概要 2020年から本格実施された。日本は削減目標として「2030年度までに26%削減(2013年度比)」をかけている。</p>
長期目標	<ul style="list-style-type: none"> 世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求する 今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を達成する 								
削減目標	<ul style="list-style-type: none"> 発展途上国を含むすべての締約国が対象 各国で削減目標を作成・提出し、5年ごとに強化した削減目標で更新する 目標達成の義務なし 								
状況確認	<ul style="list-style-type: none"> 2023年から5年ごとに世界全体の実施状況を評価する(グローバル・ストックテイク) 								
その他	<ul style="list-style-type: none"> 二国間クレジット制度(JCM)を含めた市場メカニズムも活用する 先進国による資金提供(発展途上国は自主的に提供) 								

22	<p>① 京都議定書 1997年の第3回締約国会議(COP3)で採択され、先進国に2008年から2012年間の削減を義務づけた(1990年を基準にEU8%、アメリカ7%、日本6%など)。また、<u>目標達成のために他国と協力して実施した削減プロジェクトの見返りに削減相当量の排出枠を獲得したり、排出量を相互に取り引きしたりするしくみ(京都メカニズム)が導入された。</u></p>
----	---

22	<p>① 京都議定書 1997年の第3回締約国会議(COP3)で採択され、先進国に2008年から2012年間の削減を義務づけた(1990年を基準にEU8%、アメリカ7%、日本6%など)。また、<u>発展途上国の排出削減事業に協力して削減分の一部を獲得する(クリーン開発メカニズム)、排出量を相互に取り引きする(排出量取引)などの京都メカニズムが導入された。</u></p>
----	---

23	 <p>↑世界の二酸化炭素排出量(エネルギー・経済統計要覧2019年版)</p>
----	--

23	 <p>↑世界の二酸化炭素排出量(エネルギー・経済統計要覧2020年版)</p>
----	--

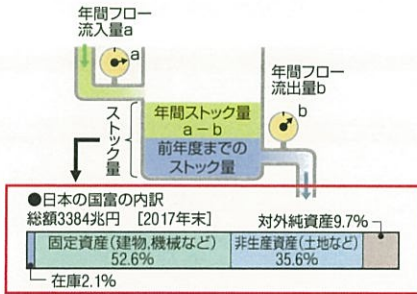


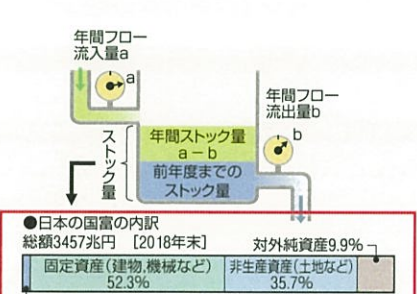
28

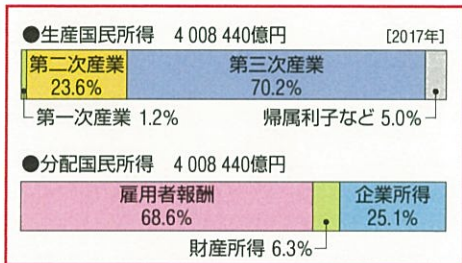
①日本のODA 日本は1980年代後半以降, 世界の主要な援助国の一つになったが, 国民一人あたりの援助額は20位(2017年)で, 1位のノルウェーの1割にすぎない。日本のODAの基本理念を定めたODA大綱(1992年閣議決定)は2015年に開発協力大綱へと改定され, より幅広い概念を示す「開発協力」を打ち出し, 「国益の確保に貢献」するものと位置づけられた。

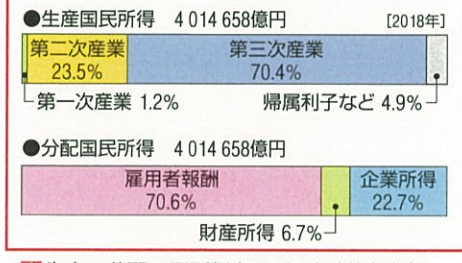
訂正文

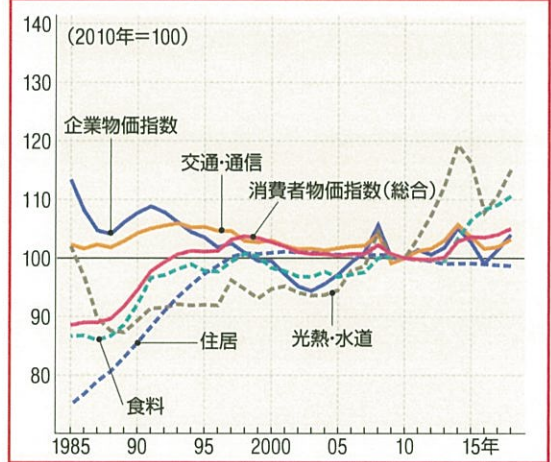
①日本のODA 日本は1980年代後半以降, 世界の主要な援助国の一つになったが, 国民一人あたりの援助額は18位(2018年)で, 1位のノルウェーの1割にすぎない。日本のODAの基本理念を定めたODA大綱(1992年閣議決定)は2015年に開発協力大綱へと改定され, より幅広い概念を示す「開発協力」を打ち出し, 「国益の確保に貢献」するものと位置づけられた。

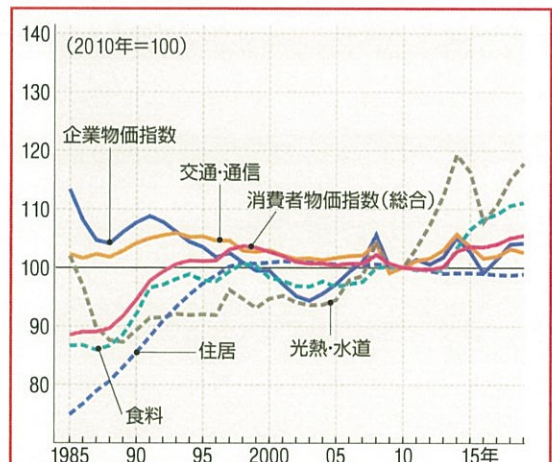
番号	原文
29	 <p>●日本の国富の内訳 総額3384兆円 [2017年末] 対外純資産9.7% 固定資産(建物、機械など) 52.6% 非生産資産(土地など) 35.6% 在庫2.1%</p> <p>↑フローとストック</p>

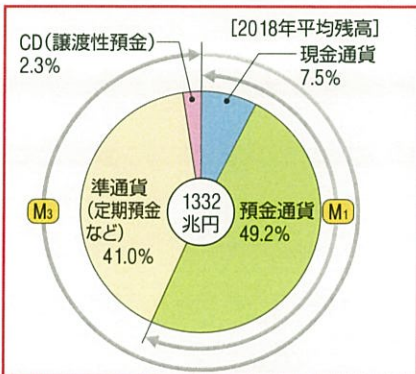
訂正文
 <p>●日本の国富の内訳 総額3457兆円 [2018年末] 対外純資産9.9% 固定資産(建物、機械など) 52.3% 非生産資産(土地など) 35.7% 在庫2.1%</p> <p>↑フローとストック</p>

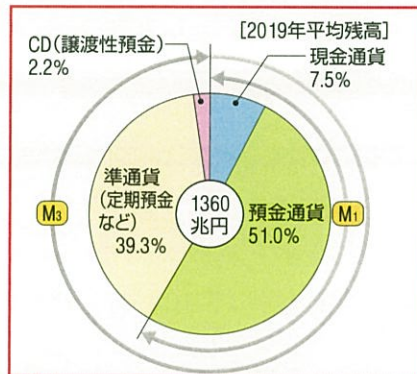
30	 <p>●生産国民所得 4 008 440億円 [2017年] 第二次産業 23.6% 第三次産業 70.2% 第一次産業 1.2% 帰属利子など 5.0%</p> <p>●分配国民所得 4 008 440億円 雇用者報酬 68.6% 企業所得 25.1% 財産所得 6.3%</p> <p>↑生産・分配国民所得(国民経済計算年報)</p>
----	---

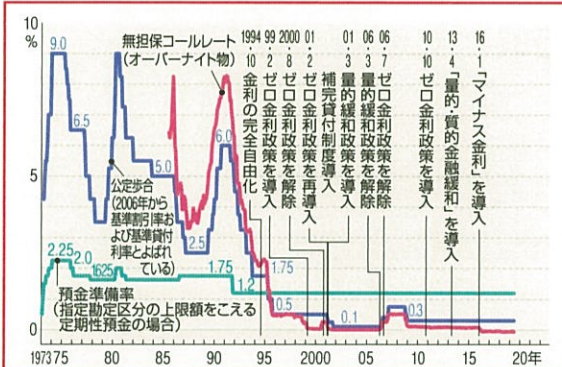
 <p>●生産国民所得 4 014 658億円 [2018年] 第二次産業 23.5% 第三次産業 70.4% 第一次産業 1.2% 帰属利子など 4.9%</p> <p>●分配国民所得 4 014 658億円 雇用者報酬 70.6% 企業所得 22.7% 財産所得 6.7%</p> <p>↑生産・分配国民所得(国民経済計算年報)</p>

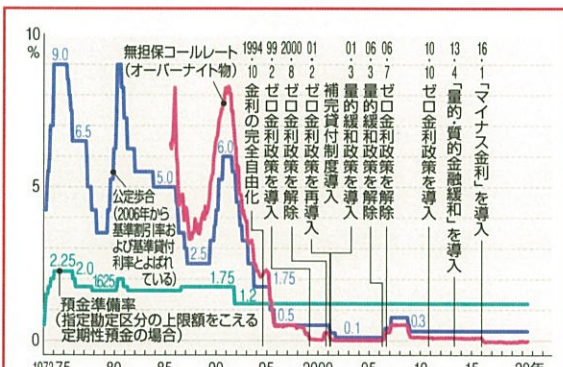
31	 <p>(2010年=100)</p> <p>企業物価指数 交通・通信 消費者物価指数(総合) 住居 光熱・水道 食料</p> <p>↑物価の推移(総務省資料ほか)</p>
----	--

 <p>(2010年=100)</p> <p>企業物価指数 交通・通信 消費者物価指数(総合) 住居 光熱・水道 食料</p> <p>↑物価の推移(総務省資料ほか)</p>
--

番号	原文
32	 <p data-bbox="414 550 828 662"> マネーストックの内訳(日本銀行資料) マネーストックの指標として、現金通貨と預金通貨からなるM₁や、それに準通貨とCDを加えたM₃などがある。 </p>

	訂正文
32	 <p data-bbox="1489 550 1904 662"> マネーストックの内訳(日本銀行資料) マネーストックの指標として、現金通貨と預金通貨からなるM₁や、それに準通貨とCDを加えたM₃などがある。 </p>

番号	原文
33	 <p data-bbox="403 1204 963 1260"> コールレート、公定歩合と預金準備率の推移(日本銀行資料) </p>

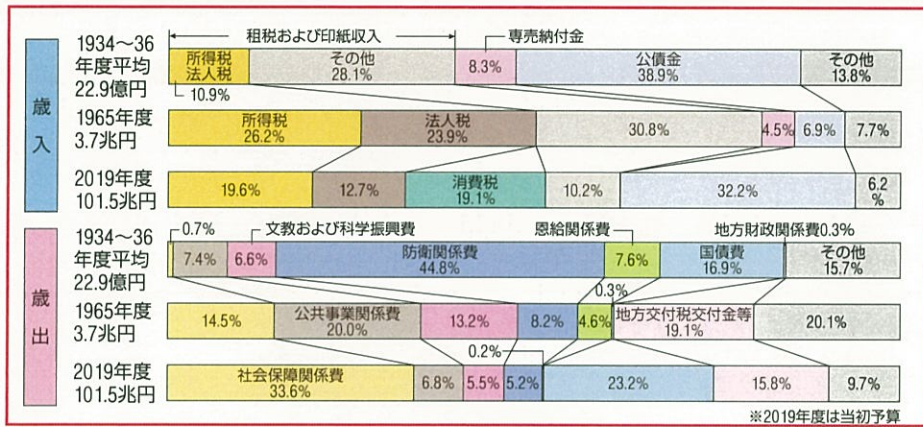
	訂正文
33	 <p data-bbox="1422 1204 1982 1260"> コールレート、公定歩合と預金準備率の推移(日本銀行資料) </p>

番号

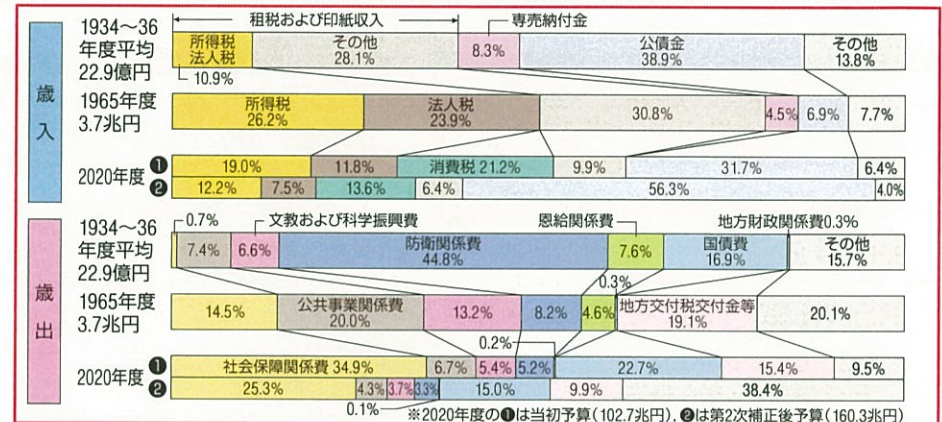
原文

訂正文

34

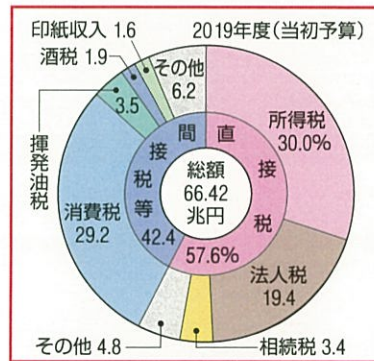


日本における一般会計の歳入と歳出 (財政金融統計月報ほか)

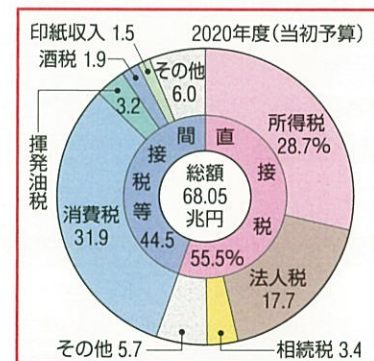


日本における一般会計の歳入と歳出 (財政金融統計月報ほか)

35



国税の内訳・直間比率 (財務省資料)



国税の内訳・直間比率 (財務省資料)

番号	原文
36	<p>日本 (2019年度) アメリカ (2015年度) イギリス (2017年度) ドイツ (2017年度)</p> <p>↑おもな国の直間比率(財政金融統計月報)</p>

訂正文
<p>日本 (2020年度) アメリカ (2016年度) イギリス (2018年度) ドイツ (2018年度)</p> <p>↑おもな国の直間比率(財政金融統計月報)</p>

37
<p>国債発行額(兆円) 国債依存度(%)</p> <p>1972 75 80 85 90 95 2000 05 10 15年度</p> <p>↑国債発行額と国債依存度の推移(財政金融統計月報)</p>

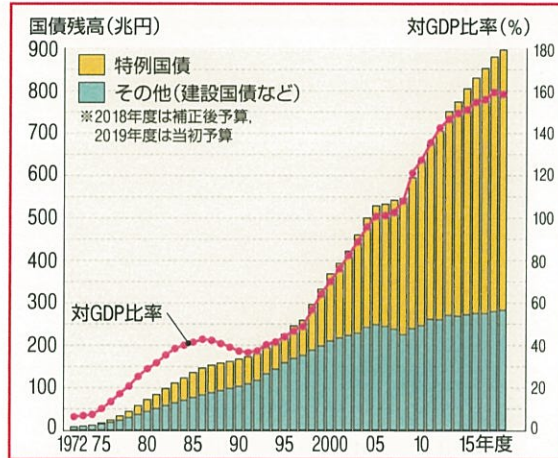
37
<p>国債発行額(兆円) 国債依存度(%)</p> <p>1972 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 20年度</p> <p>↑国債発行額と国債依存度の推移(財政金融統計月報)</p>

番号

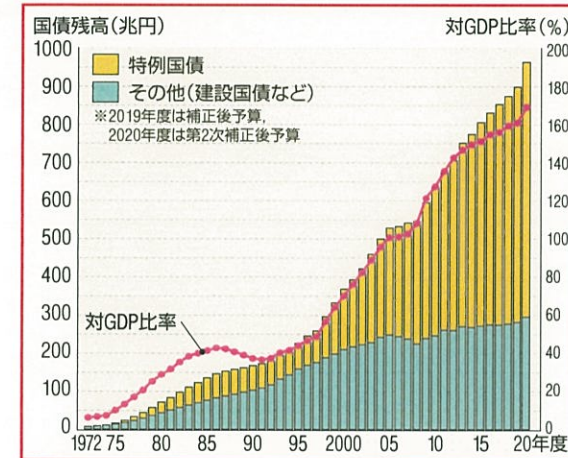
原文

訂正文

38



国債残高と対GDP比率(財政金融統計月報)



国債残高と対GDP比率(財政金融統計月報)

39

大幅に増加した。国の借金残高は2019年度末には928兆円(国と地方を合わせると1122兆円)に達すると見込まれ、また、基礎的財政収支(プライマリー・バランス)も大幅な

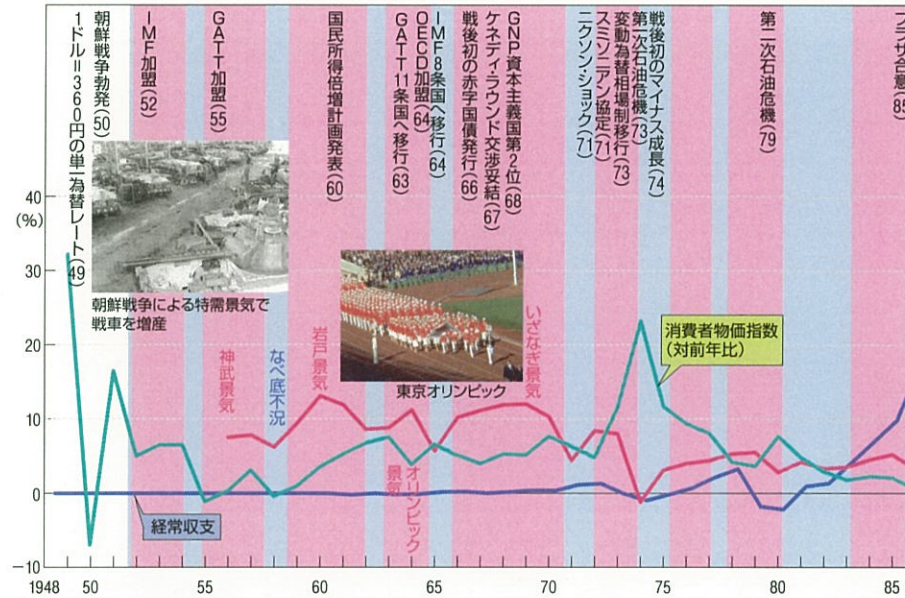
大幅に増加した。国の借金残高は2020年度末には964兆円(国と地方を合わせると1182兆円)に達すると見込まれ、また、基礎的財政収支(プライマリー・バランス)も大幅な

番号

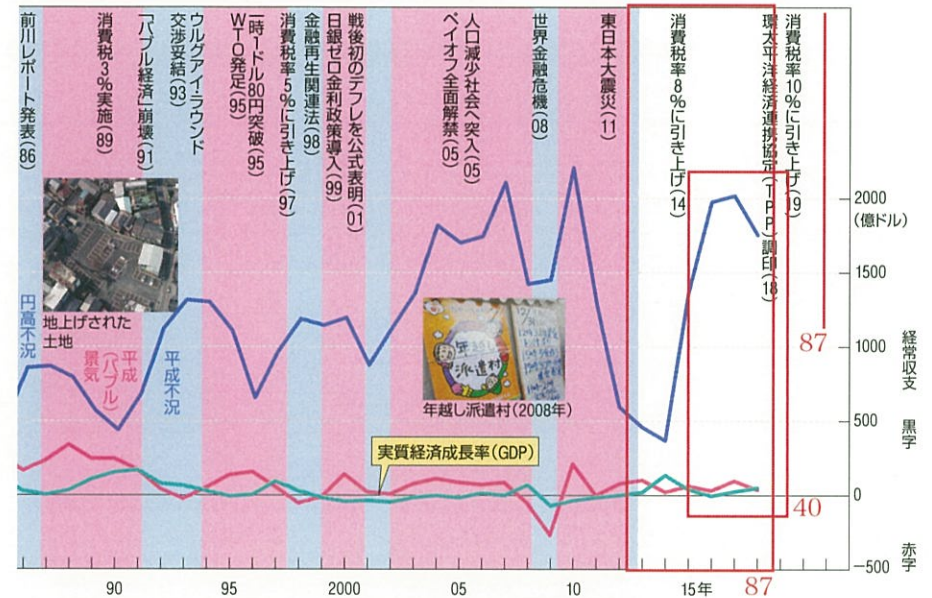
40

87

原文



戦後日本経済の歩み (内閣府資料ほか)

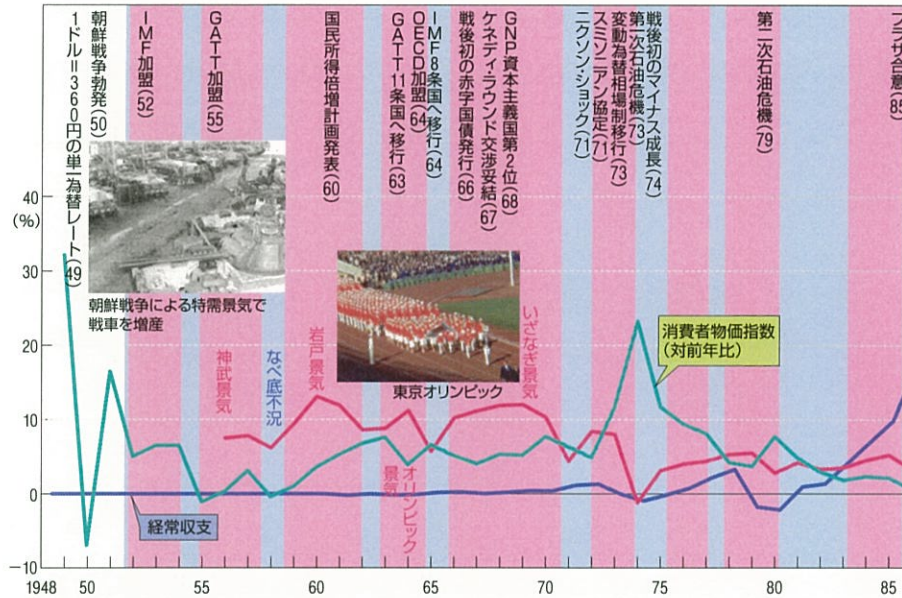


経常収支
黒字
赤字

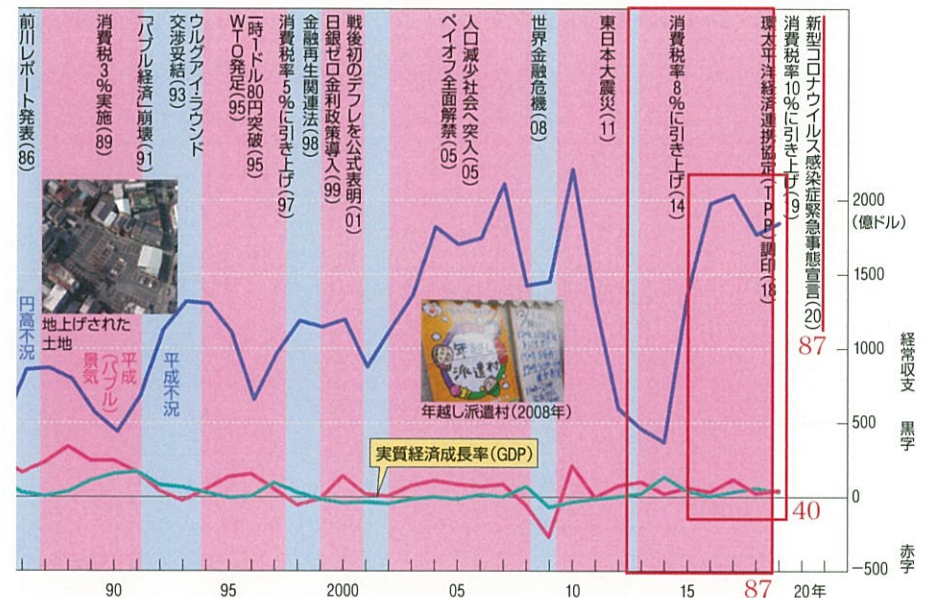
番号

40
・
87


訂正文




戦後日本経済の歩み(内閣府資料ほか)



経常収支
黒字
赤字

番号	原文
41 ・ 42	<p>41</p>  <p>42</p> <p>しかし「構造改革」は額面通りの成果をあげることはできなかった。確かに一時期、経済成長率は上昇したが、それはバブルに沸くアメリカの好景気に支えられたという面が大きい。むしろ構造改革のあとに残されたのは、所得格差の拡大、派遣労働の大幅な自由化による非正規雇者の増大、地方の衰退といった負の遺産であった。</p> <p>42</p> <p>世界金融危機と東日本大震災 新自由主義にもとづく自由化政策の主要な目的の一つが資金の流れを容易にする金融の自由化であり、金融の自由化が国内経済だけでなく国際経済をも不安定にする可能性をもつことは多くの人たちによって指摘されてきた。その可能性が現実のものになったのが、アメリカのサブプライムローン問題に端を発する世界金融危機であり、金融危機は日本にも波及して、金融だけでなく製造業などにも大きな影響を与えた。</p> <p>金融危機の余波が残っている2011年3月、東日本大震災が発生した。東日本を襲った津波は多数の人命を奪い、壊滅的な打撃を与えた。また福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染は近隣住民の生活基盤を根底からゆるがした。</p>
43	<p>登場した第二次安倍内閣は「アベノミクス」とよばれる政策を掲げ、インフ</p>
44	<p>経済連携協定(TPP)や、2019年に調印された日米貿易協定では、農産物</p>

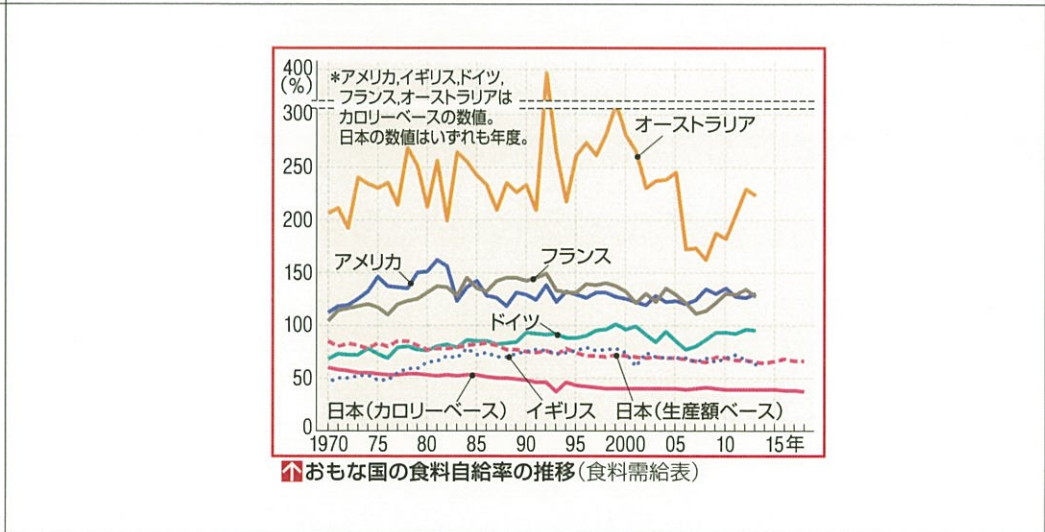
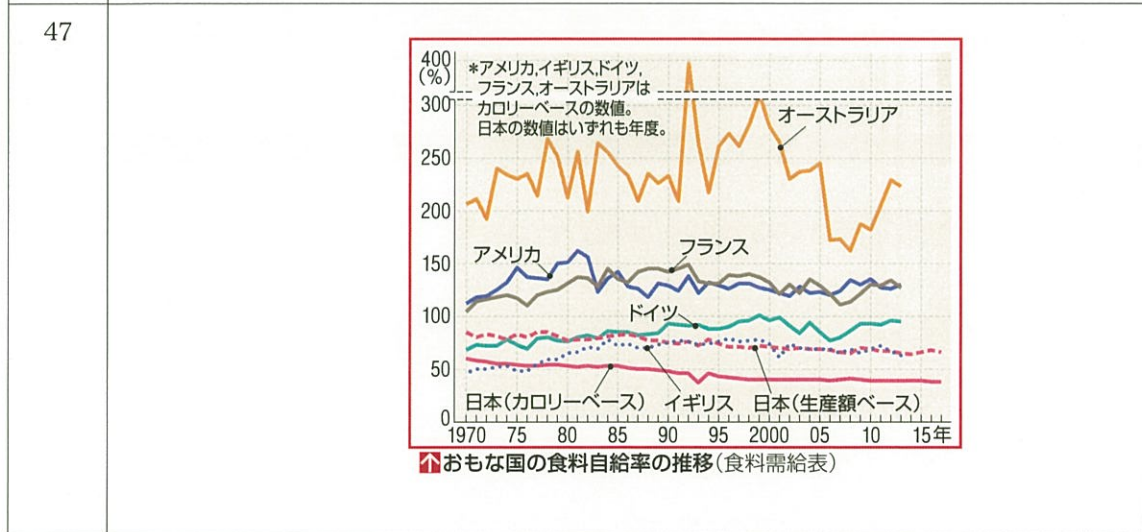
訂正文
<p>41</p>  <p>42</p> <p>しかし「構造改革」は額面通りの成果をあげることはできなかった。確かに一時期、経済成長率は上昇したが、それはバブルに沸くアメリカの好景気に支えられたという面が大きい。むしろ構造改革のあとに残されたのは、所得格差の拡大、派遣労働の大幅な自由化による非正規雇者の増大、地方の衰退といった負の遺産であった。</p> <p>42</p> <p>さまざまな危機 新自由主義政策により金融の自由化が進められるなか、アメリカのサブプライムローン問題に端を発するリーマン・ショックをきっかけに、世界金融危機が起こった。金融危機は日本にも波及して、金融だけでなく製造業などにも大きな影響を与えた。</p> <p>さらに2011年3月11日には東日本大震災が発生し、津波によって多数の人命が奪われ、東日本は壊滅的な打撃を受けた。また福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染は近隣住民の生活基盤を根底からゆるがした。</p> <p>2020年には新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行(パンデミック)が発生した。感染は中国から世界中へと広まり、各国で大きな人的被害をもたらした。日本でも2020年4月に緊急事態宣言が出され、社会生活や経済活動に大きな制約が生じることになった。緊急事態宣言の解除後も、新型コロナウイルスの流行に適応した「新しい生活様式」が模索されている。</p>
<p>登場した第二次安倍内閣は「アベノミクス」とよばれる政策を掲げ、インフ</p>
<p>経済連携協定(TPP)や、2020年に発効した日米貿易協定では、農産物な</p>

番号	原文
45 . 88	<p>1951 日本生活協同組合連合会結成</p> <p>55 森永ヒ素ミルク事件発生</p> <p>57 第1回全国消費者大会開催</p> <p>60 にせ牛缶事件発生</p> <p>63 サリドマイド被害者が提訴</p> <p>68 消費者保護基本法制定, カネミ油症事件発生</p> <p>70 国民生活センター発足</p> <p>72 PCBによる汚染魚問題発生</p> <p>73 石油危機によるモノ不足騒ぎ</p> <p>76 訪問販売法制定</p> <p>83 サラ金規制法制定</p> <p>94 製造物責任法(PL法)制定</p> <p>2000 訪問販売法改正(特定商取引法に改称) 消費者契約法制定 金融商品販売法制定</p> <p>03 アメリカでBSE感染牛発見, 輸入禁止へ 食品安全基本法制定</p> <p>04 消費者基本法制定</p> <p>05 預金者保護法制定</p> <p>06 金融商品取引法制定 貸金業法制定(グレーゾーン金利撤廃)</p> <p>09 消費者安全法制定, 消費者庁設置</p> <p>↑消費者問題年表</p>

番号	訂正文
45 . 88	<p>1951 日本生活協同組合連合会結成</p> <p>55 森永ヒ素ミルク事件発生</p> <p>57 第1回全国消費者大会開催</p> <p>60 にせ牛缶事件発生</p> <p>63 サリドマイド被害者が提訴</p> <p>68 消費者保護基本法制定, カネミ油症事件発生</p> <p>70 国民生活センター発足</p> <p>72 PCBによる汚染魚問題発生</p> <p>73 石油危機によるモノ不足騒ぎ</p> <p>76 訪問販売法制定</p> <p>83 サラ金規制法制定</p> <p>94 製造物責任法(PL法)制定</p> <p>2000 訪問販売法改正(特定商取引法に改称) 消費者契約法制定 金融商品販売法制定</p> <p>03 食品安全基本法制定</p> <p>04 消費者基本法制定</p> <p>05 預金者保護法制定</p> <p>06 金融商品取引法制定 貸金業法制定(グレーゾーン金利撤廃)</p> <p>07 消費者契約法改正(消費者団体訴訟制度導入)</p> <p>09 消費者安全法制定, 消費者庁設置</p> <p>↑消費者問題年表</p>

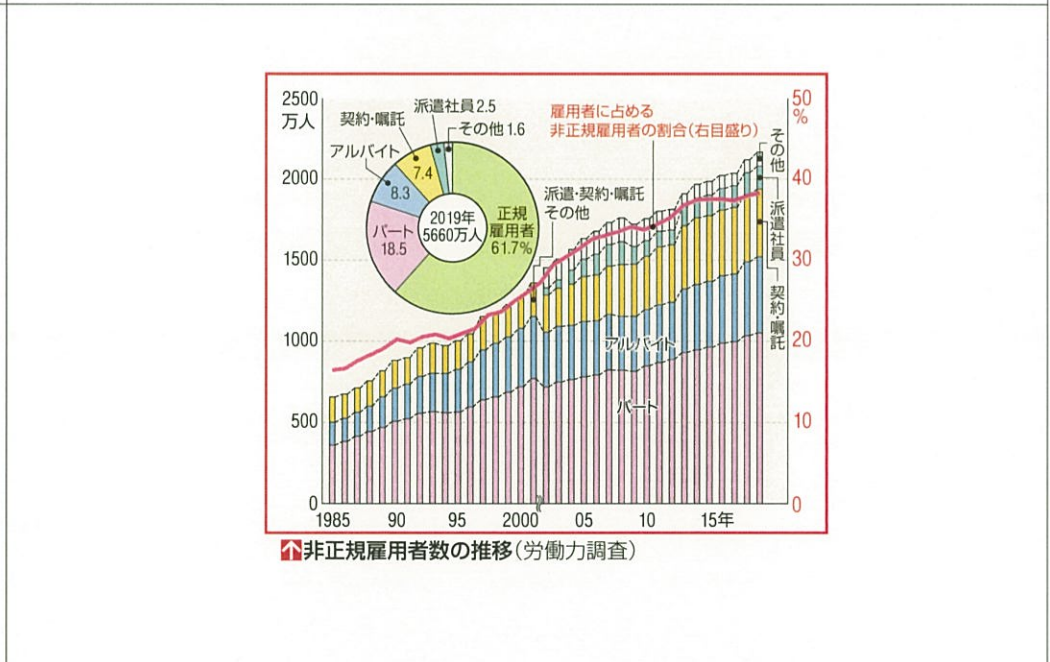
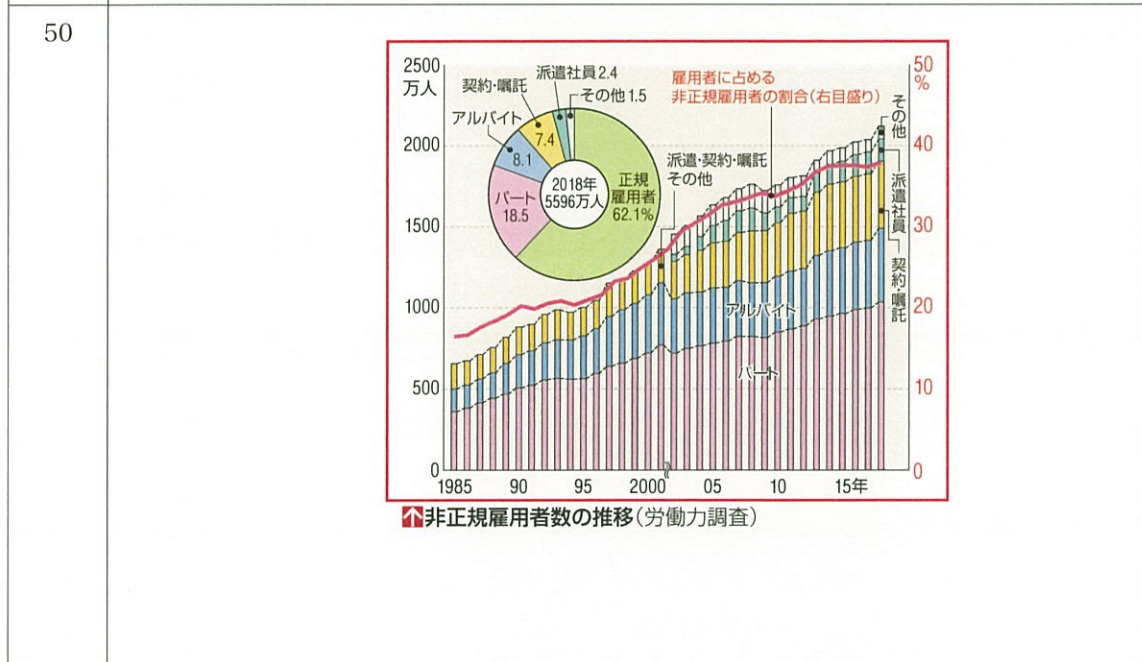
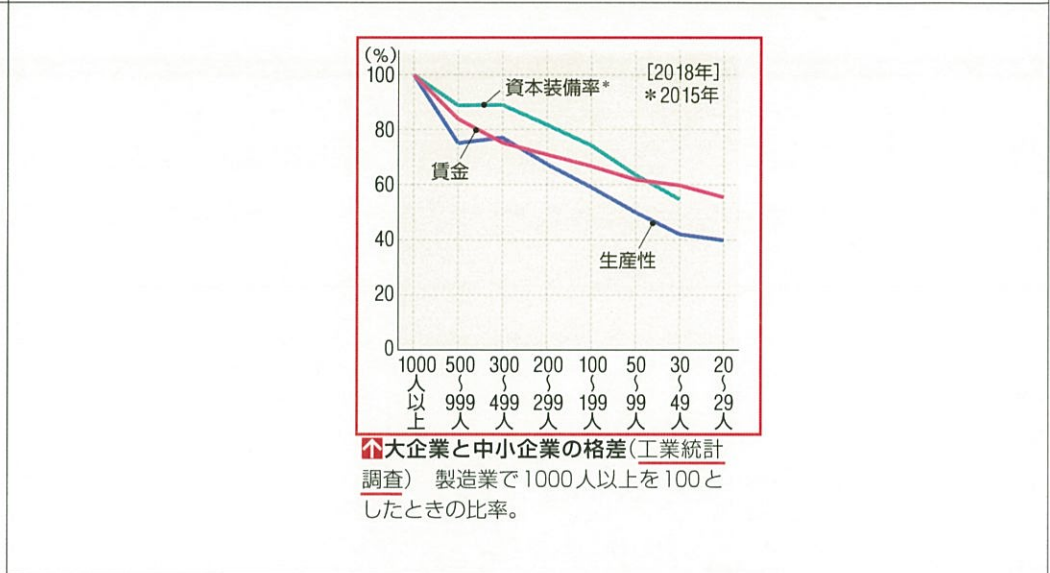
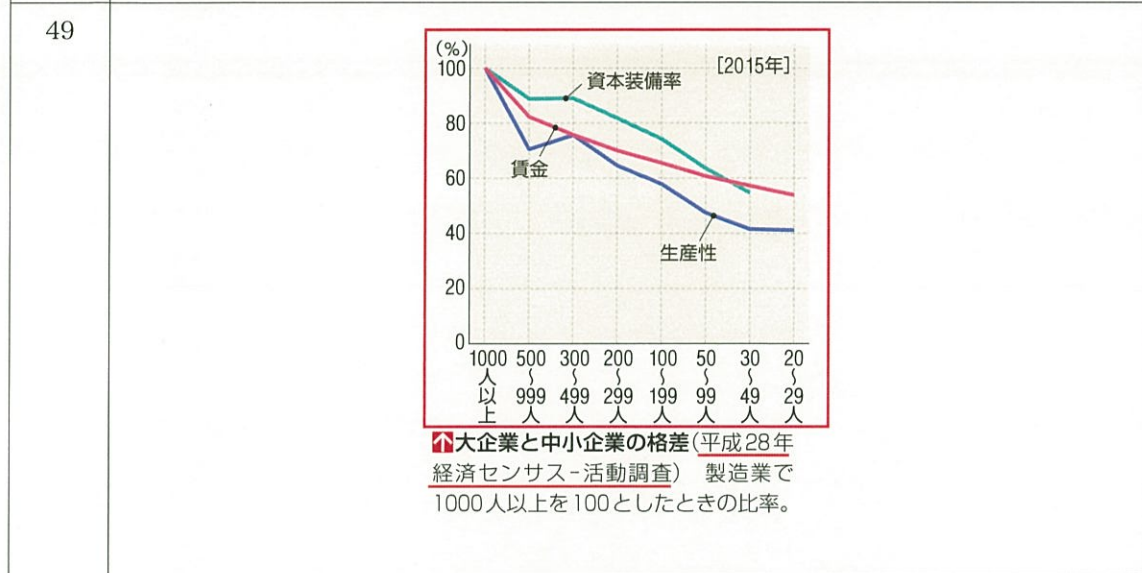
46 業の比重は大きく低下し, GDPに占める農業生産額の割合は2017年現在約1%である。農業就業人口も農家戸数もともに減少

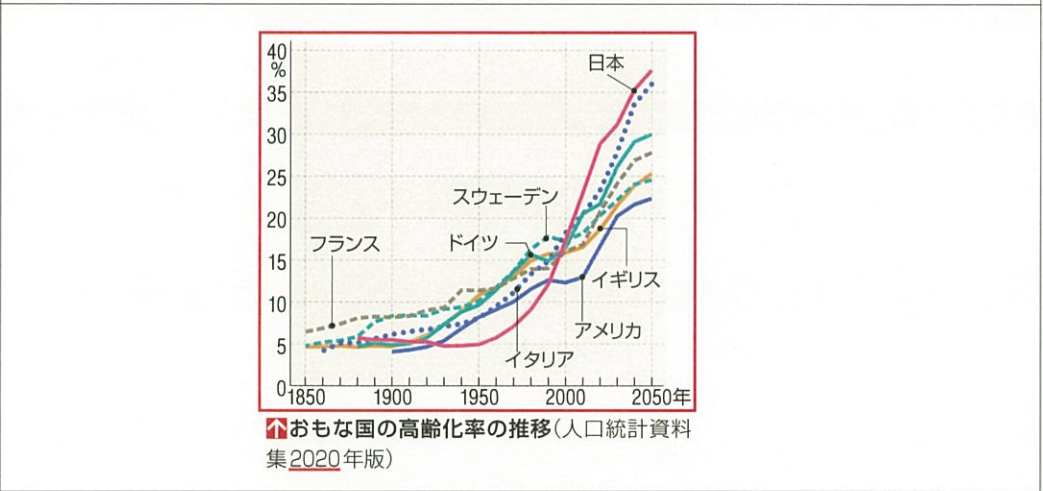
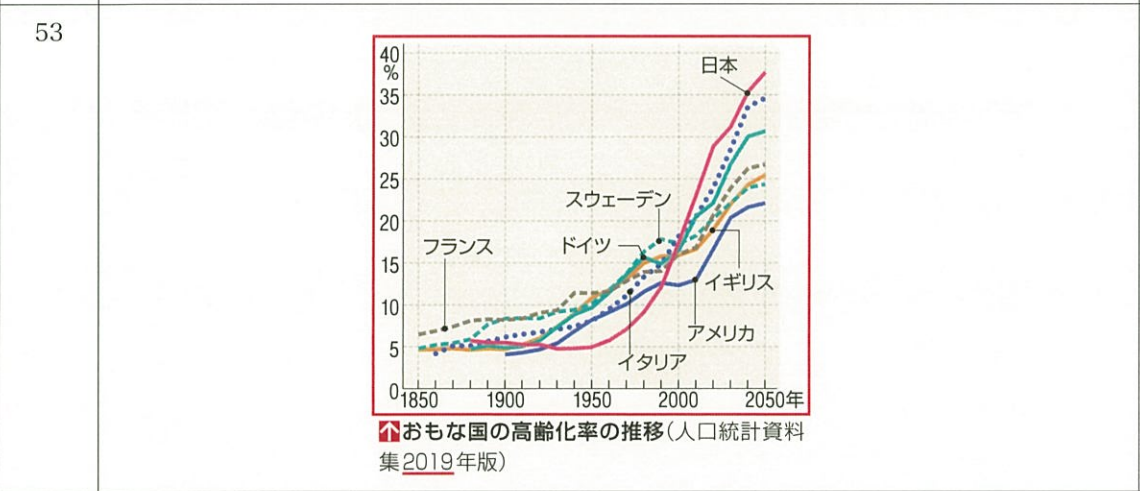
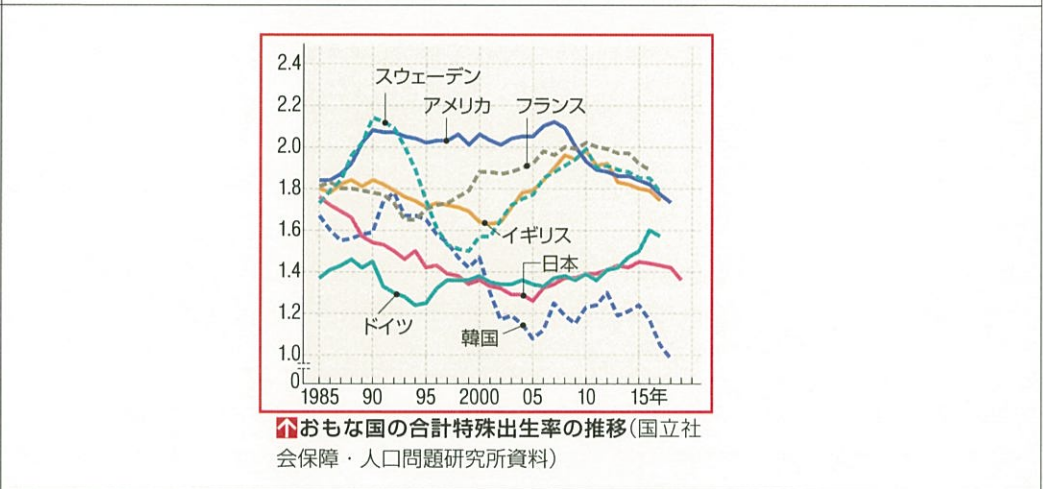
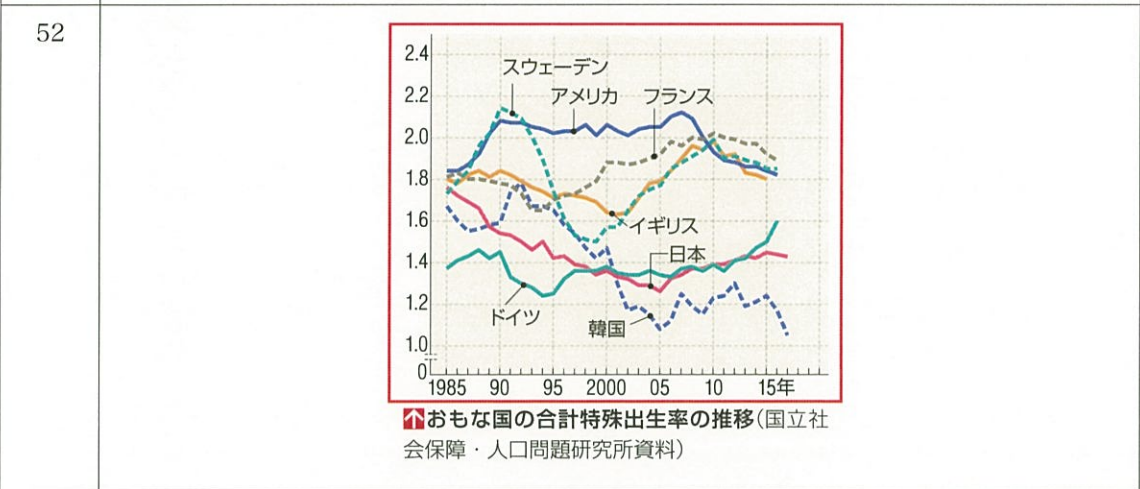
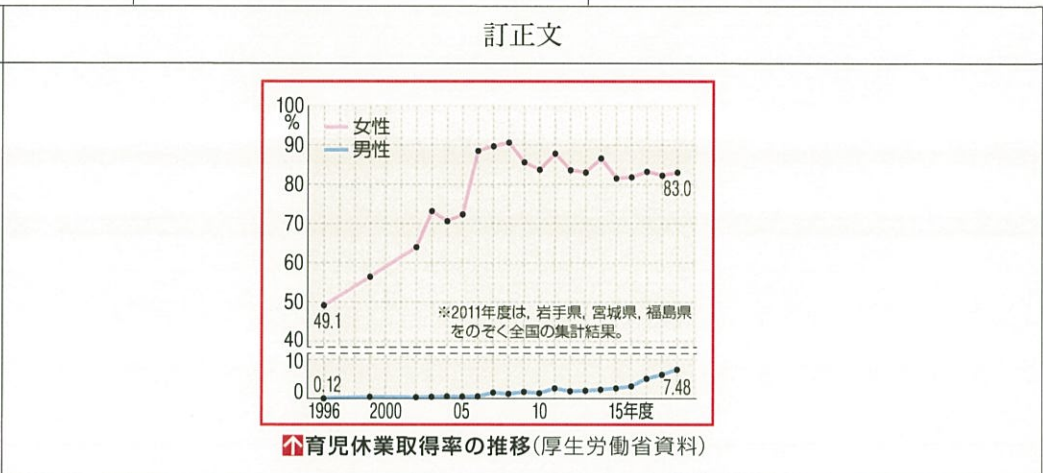
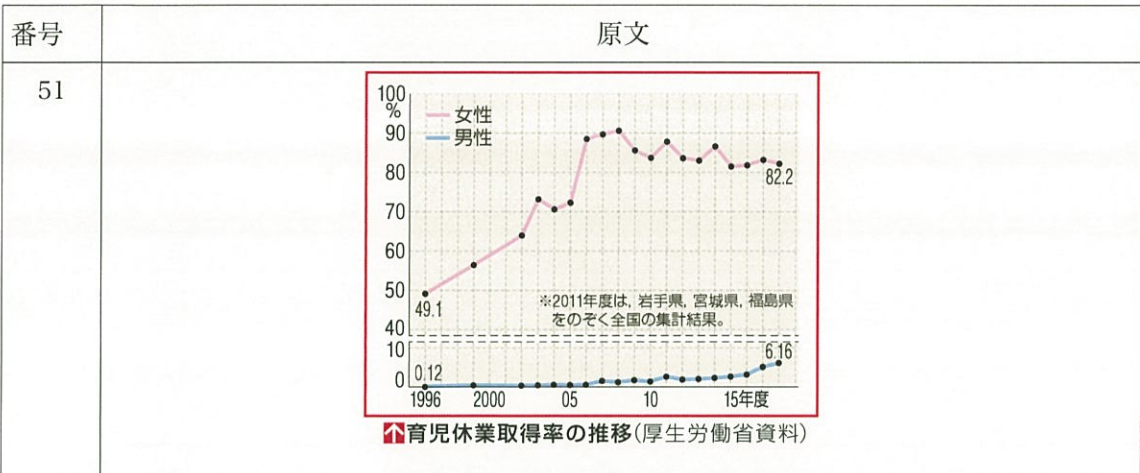
業の比重は大きく低下し, GDPに占める農業生産額の割合は2018年現在約1%である。農業就業人口も農家戸数もともに減少



番号 48
 原文
 定)が調印・発効し、さらに2019年には日米貿易協定が調印された。

訂正文
 定)が調印・発効し、さらに2020年には日米貿易協定が発効した。





番号 54

原文

① **合計特殊出生率** 一人の女性が一生の間に平均して何人の子どもを出産するかを示す数字。日本では2.08以上なら人口の増加となるが、この数値を下回り続けると人口が減少していくといわれている。日本は2005年に1.26と過去最低を記録し、2017年には1.43となっている。

訂正文

① **合計特殊出生率** 一人の女性が一生の間に平均して何人の子どもを出産するかを示す数字。日本では2.08以上なら人口の増加となるが、この数値を下回り続けると人口が減少していくといわれている。日本は2005年に1.26と過去最低を記録し、2019年には1.36となっている。

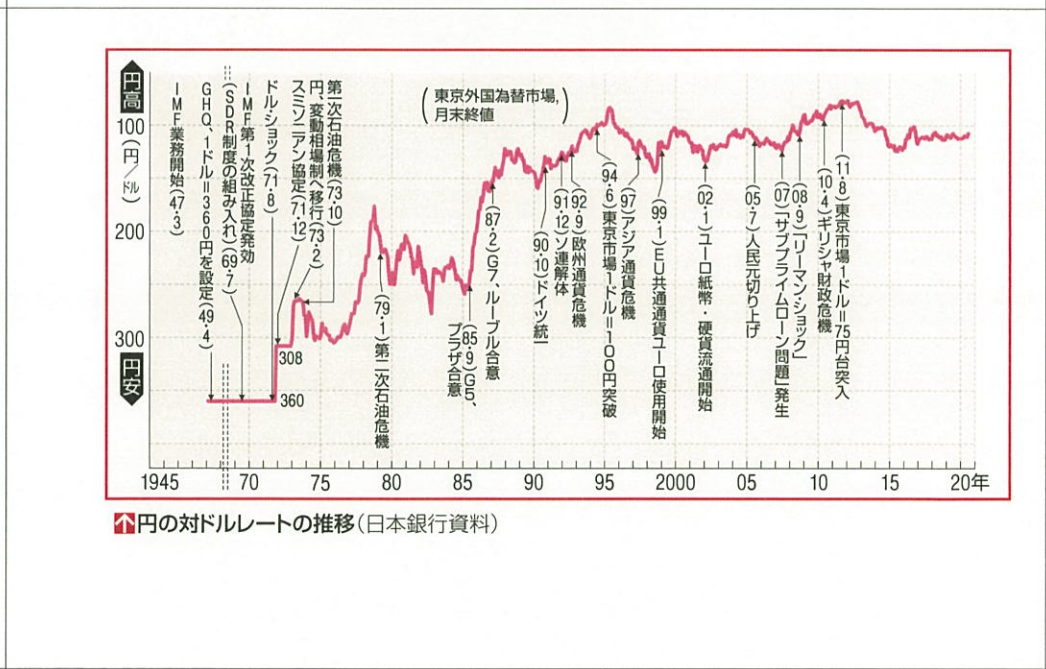
55

2018年度(億円)	
■ 経常収支…①	192.434
貿易・サービス収支	-160
貿易収支	6.963
サービス収支	-7.123
第一次所得収支	210.125
第二次所得収支	-17.531
■ 資本移転等収支…②	-1.578
■ 金融収支…③	212.310
■ 誤差脱漏…④	21.454

↑日本の国際収支表(財政金融統計月報)統計上、①+②-③+④=0となる。

2019年度(億円)	
■ 経常収支…①	197.092
貿易・サービス収支	1.887
貿易収支	6.664
サービス収支	-4.777
第一次所得収支	209.897
第二次所得収支	-14.692
■ 資本移転等収支…②	-4.374
■ 金融収支…③	221.271
■ 誤差脱漏…④	28.553

↑日本の国際収支表(財政金融統計月報)統計上、①+②-③+④=0となる。



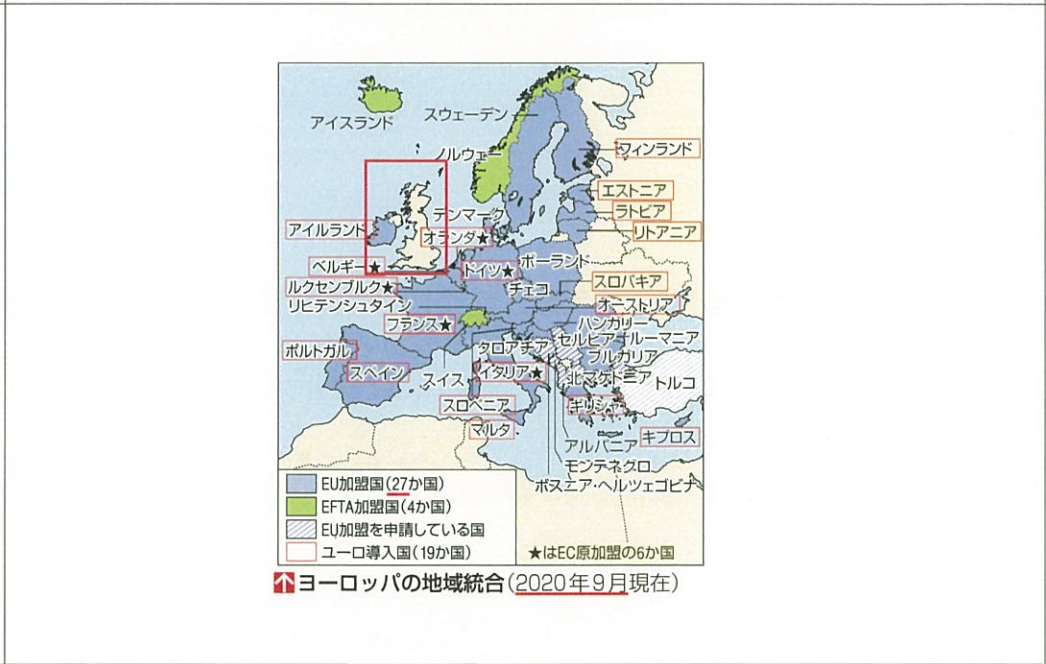
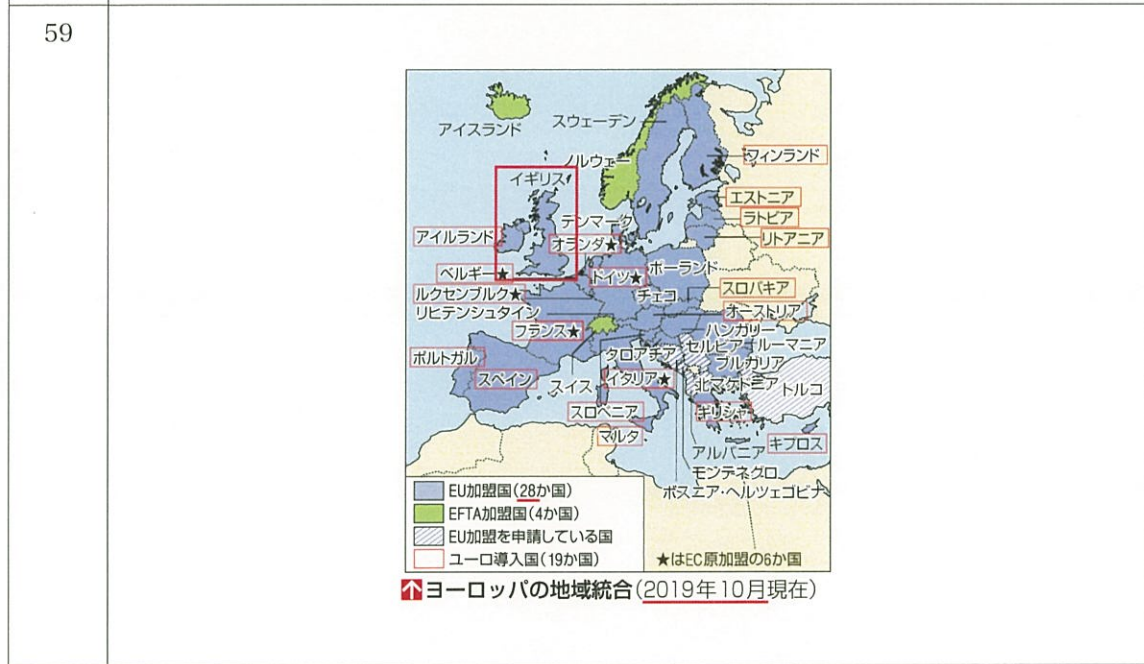
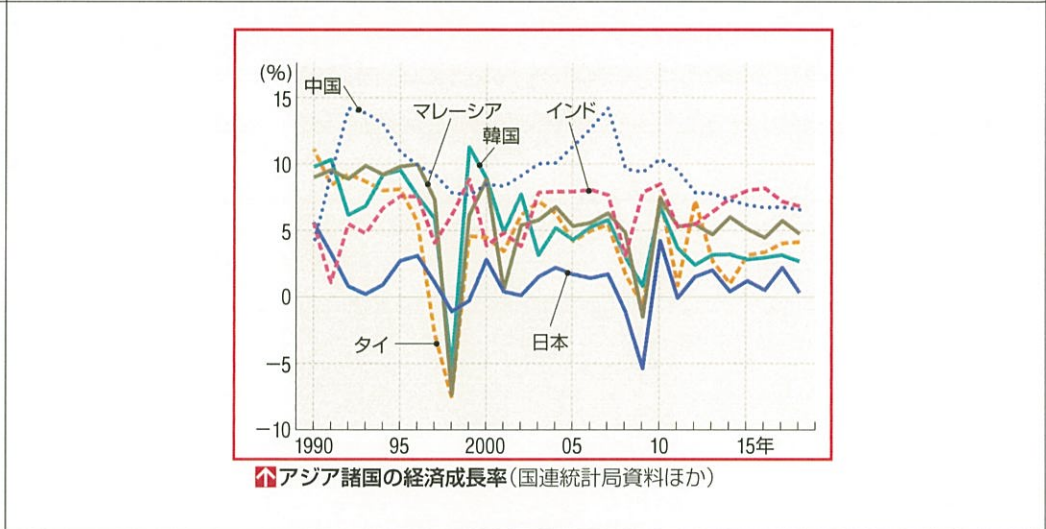
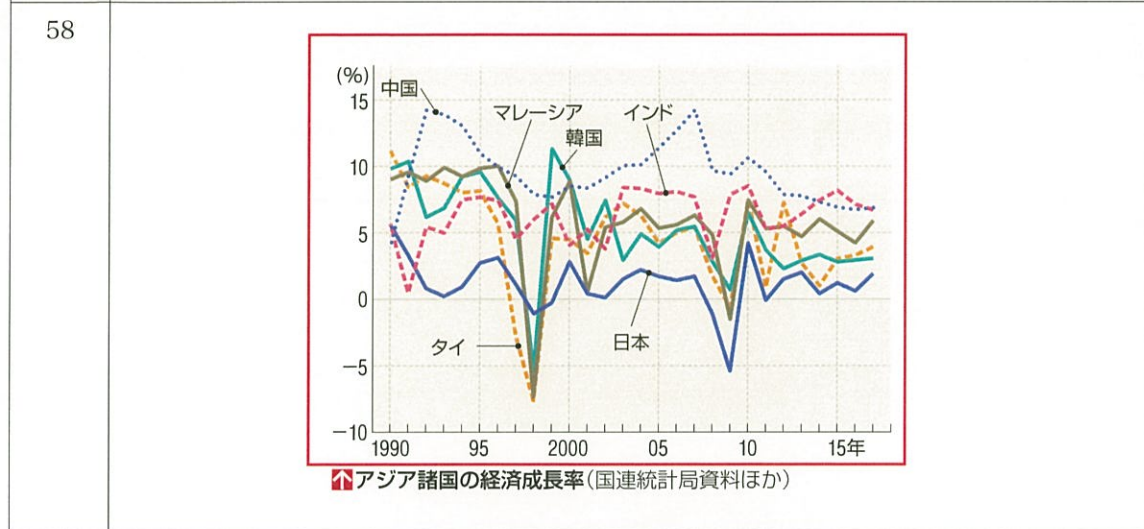
番号 57

原文

② LDC 発展途上国のなかでも最も経済発展の遅れた国。国連の経済社会理事会(→p.86)によって、3年ごとに認定基準が見直される。2019年9月現在、47か国が該当する。

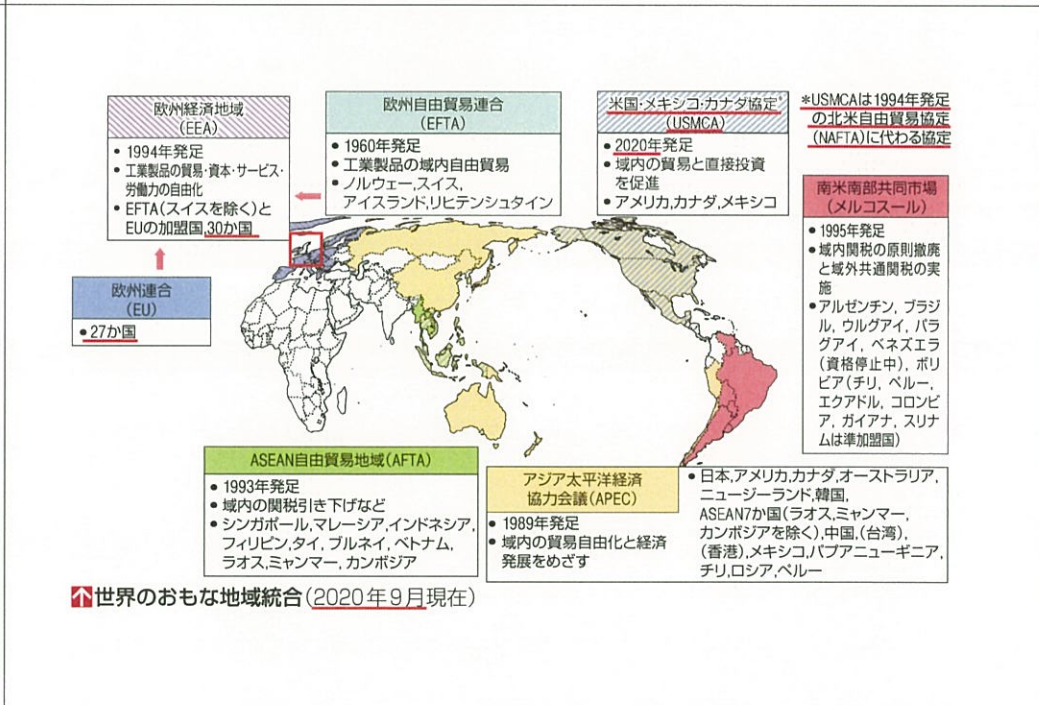
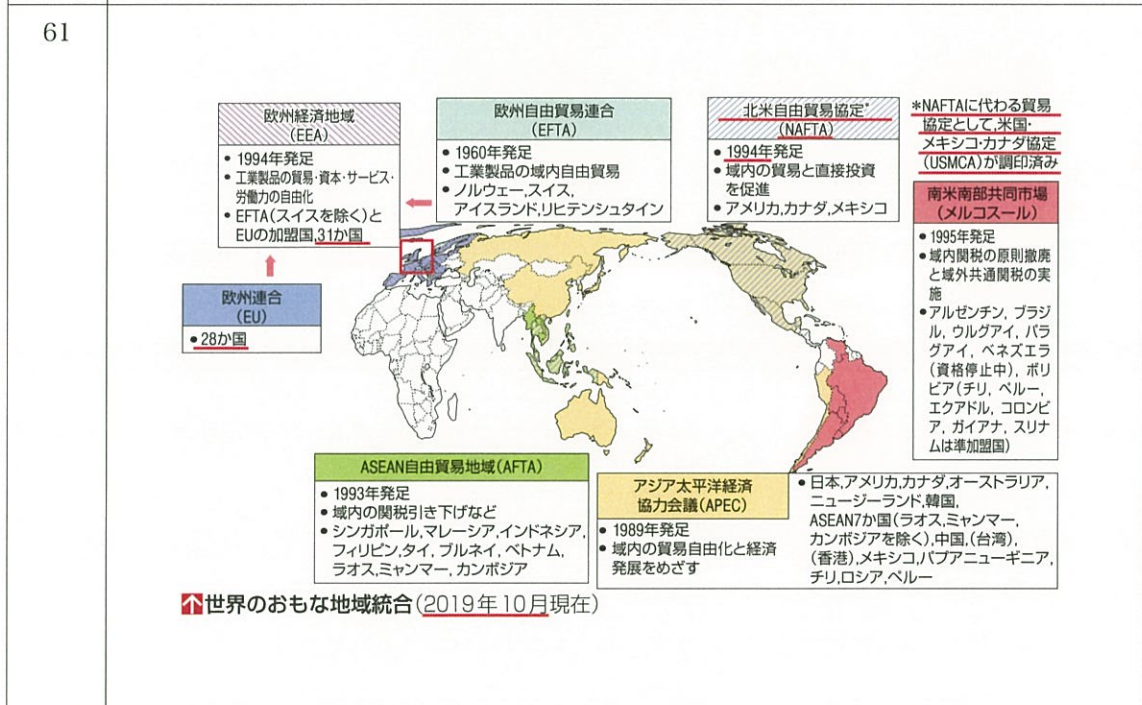
訂正文

② LDC 発展途上国のなかでも最も経済発展の遅れた国。国連の経済社会理事会(→p.86)によって、3年ごとに認定基準が見直される。2020年9月現在、47か国が該当する。



番号	原文
60	<p>1952 欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) 発足</p> <p>58 欧州経済共同体 (EEC), 欧州原子力共同体 (EURATOM) が発足</p> <p>60 欧州自由貿易連合 (EFTA) 発足</p> <p>67 欧州共同体 (EC) 発足 (原加盟国 6 か国)</p> <p>73 拡大 EC が発足 (イギリス, デンマーク, アイルランドの加盟で 9 か国に拡大)</p> <p>81 ギリシャが加盟 (10 か国)</p> <p>86 スペイン, ポルトガルが加盟 (12 か国)</p> <p>93 マーストリヒト条約発効, EU 発足</p> <p>95 フィンランドなど 3 か国が加盟 (15 か国)</p> <p>99 欧州経済通貨同盟発足 (ユーロ導入) アムステルダム条約発効</p> <p>2002 ユーロ紙幣・硬貨流通開始</p> <p>03 ニース条約発効</p> <p>04 東欧などへ拡大 (25 か国)</p> <p>07 ブルガリア, ルーマニアが加盟 (27 か国)</p> <p>09 リスボン条約発効</p> <p>13 クロアチアが加盟 (28 か国)</p> <p>16 <u>イギリス国民投票で EU 離脱派が勝利</u></p> <p>↑ ヨーロッパの経済統合の歩み</p>

番号	訂正文
60	<p>1952 欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) 発足</p> <p>58 欧州経済共同体 (EEC), 欧州原子力共同体 (EURATOM) が発足</p> <p>60 欧州自由貿易連合 (EFTA) 発足</p> <p>67 欧州共同体 (EC) 発足 (原加盟国 6 か国)</p> <p>73 拡大 EC が発足 (イギリス, デンマーク, アイルランドの加盟で 9 か国に拡大)</p> <p>81 ギリシャが加盟 (10 か国)</p> <p>86 スペイン, ポルトガルが加盟 (12 か国)</p> <p>93 マーストリヒト条約発効, EU 発足</p> <p>95 フィンランドなど 3 か国が加盟 (15 か国)</p> <p>99 欧州経済通貨同盟発足 (ユーロ導入) アムステルダム条約発効</p> <p>2002 ユーロ紙幣・硬貨流通開始</p> <p>03 ニース条約発効</p> <p>04 東欧などへ拡大 (25 か国)</p> <p>07 ブルガリア, ルーマニアが加盟 (27 か国)</p> <p>09 リスボン条約発効</p> <p>13 クロアチアが加盟 (28 か国)</p> <p>20 <u>イギリスが EU から離脱 (27 か国)</u></p> <p>↑ ヨーロッパの経済統合の歩み</p>



番号 原文

62 はEUからの離脱を主張する政党なども台頭している。イギリスでは国民投票でEU離脱派が勝利し、首相はEUに対して正式に離脱を通告した。

訂正文

62 はEUからの離脱を主張する政党なども台頭している。イギリスでは2016年の国民投票でEU離脱派が勝利し、2020年に正式に離脱した(ブレグジット)。

63 ② NAFTA 2018年にNAFTAに代わって米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)が調印された。

63 ② NAFTA 2020年にNAFTAに代わって米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)が発効した。



65 グローバル化を促進し、またグローバル化に促されて進展しているのが

66 IT革命にともなう情報化である。情報通信技術(ICT)の発達によって、大量の情報を即座に送受信することが可能になった。インターネットを利用すれば、遠い外国の商品でも国内の商品でも簡単に購入することができる。

66 海外の玩具量販店の日本1号店のようす(1991年) 大規模小売店舗法の改正により、郊外に大型店が多く進出した。

このように、情報化によって国境をこえた商品や資金の移動が拡大した。

国際資本移動の拡大 グローバル化は経済の自由化、なかでも金融の自由化と歩調を合わせて進んでおり、金融の自由化がおし進められる背景には経済の金融化という流れがある。グローバル化を推進する中心的な国がアメリカであるのも、アメリ

65 グローバル化とともに、IT革命にともなう情報化も進展している。情報通信技術(ICT)の発達によって、大量の情報を即座に送受信することが可能になり、国境をこえた商品や資金の移動が拡大した。近年では、企業によるビッグデータの活用が進む一方、インターネット上の情報のやりとりの場を提供するプラットフォーム企業が伸長してきており、収集される個人情報等の保護が課題となっている。

66 海外の玩具量販店の日本1号店のようす(1991年) 大規模小売店舗法の改正により、郊外に大型店が多く進出した。

このように、情報化によって国境をこえた商品や資金の移動が拡大した。

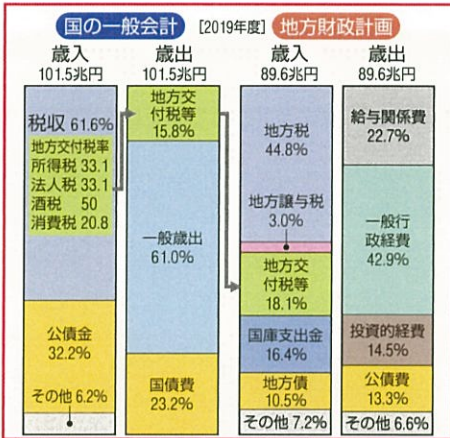
国際資本移動の拡大 グローバル化は経済の自由化、なかでも金融の自由化と歩調を合わせて進んでおり、金融の自由化がおし進められる背景には経済の金融化という流れがある。グローバル化を推進する中心的な国がアメリカであるのも、アメリ

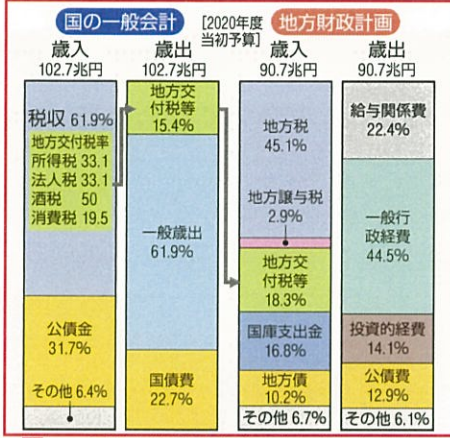
番号	原文
67	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>コラム グローバル化における経済発展と格差</p> <p>経済発展とグローバル化が進むなか、多くの国で格差問題が顕在化している。これまでの考え方では、経済成長がある程度進むと人々の経済格差は縮小していくはずであった。発展の初期には労働者の犠牲のうえに資本家の富の蓄積が進むから、格差は拡大する。しかし経済成長が進むと教育が充実し、労働者の技能も高度化するため、労働者の所得は上昇し、その結果、格差は縮小に向かう。このような経済成長と所得格差の逆U字型の関係は発見者の名前をとってクズネッツ曲線とよばれている。</p> <p>しかし1980年代以降、先進国の所得や富の格差は著しく拡大している。また、100年、200年という長期間をとってみると、格差はむしろ拡大しているという説も</p> <p>ある。所得への累進課税や資産への課税を強化することによって格差を是正する試みは重要である。しかし、国際間の資本移動が容易になっているグローバル経済においては、一国だけで課税を強化しても効果は薄い。税制について国際間で協調することが重要である。</p> <div style="text-align: center;"> <p>↑ 不平等度 経済成長(1人あたりGDP) →</p> <p>クズネッツ曲線</p> </div> </div>

訂正文
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>コラム 新型コロナウイルス感染症の世界的流行</p> <p>2020年に、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が中国から世界中に広まった(パンデミック)。同年9月現在、世界の感染者数は約3300万人、死者数は約100万人にのぼっている。各国で緊急事態が宣言され、都市封鎖(ロックダウン)や人々の活動制限が行われた。国境をこえた移動は大きく制限され、感染が拡大した国への往来がほとんどなくなった。これらの結果、経済活動は大きく縮小し、世界恐慌以来ともいえる経済危機におちいるとしている。</p> <p>感染を防ぐための「新しい生活様式」が求められ、特に対人距離(ソーシャルディスタンス)の確保が模索されている。一方、アプリを使った感染者の追跡や移動制限に対しては、人権侵害の可能性が指摘されて</p> <p>いる。さらに、真偽のはっきりしない情報がソーシャルメディアなどで拡散する(インフォデミック)恐れもある。限りある財源から支援金や給付金を支出するなどして経済活動の活発化をはかると同時に、人々の健康を守り、感染拡大を防ぐための政策決定が重要となっている。</p> <div style="text-align: right;"> <p>2020年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月</p> <p>1日の新規感染者数(左目盛り) 累積感染者数(右目盛り)</p> <p>日本における新型コロナウイルス感染者数(PCR検査陽性者数)の推移(厚生労働省資料)</p> </div> </div>

番号	原文																																																
68	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">国民負担率(2016年) (対国民所得比)</th> <th colspan="4">社会保障給付費の比率(2013年) (対GDP比)</th> </tr> <tr> <th>社会保障負担率</th> <th>租税負担率</th> <th>年金</th> <th>医療</th> <th>福祉</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26.5</td> <td>40.8</td> <td>14.8</td> <td>8.6</td> <td>8.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.2</td> <td>53.6</td> <td>8.9</td> <td>6.6</td> <td>12.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22.2</td> <td>31.2</td> <td>10.2</td> <td>7.9</td> <td>8.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10.5</td> <td>36.3</td> <td>7.0</td> <td>7.1</td> <td>8.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17.7</td> <td>25.1</td> <td>11.2</td> <td>7.8</td> <td>4.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.4</td> <td>24.7</td> <td>7.8</td> <td>8.2</td> <td>3.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>社会保障の国民負担率・給付費の比率の国際比較(社会保障統計年報ほか)</p> </div>	国民負担率(2016年) (対国民所得比)		社会保障給付費の比率(2013年) (対GDP比)				社会保障負担率	租税負担率	年金	医療	福祉	その他	26.5	40.8	14.8	8.6	8.3		5.2	53.6	8.9	6.6	12.3		22.2	31.2	10.2	7.9	8.0		10.5	36.3	7.0	7.1	8.7		17.7	25.1	11.2	7.8	4.6		8.4	24.7	7.8	8.2	3.1	
国民負担率(2016年) (対国民所得比)		社会保障給付費の比率(2013年) (対GDP比)																																															
社会保障負担率	租税負担率	年金	医療	福祉	その他																																												
26.5	40.8	14.8	8.6	8.3																																													
5.2	53.6	8.9	6.6	12.3																																													
22.2	31.2	10.2	7.9	8.0																																													
10.5	36.3	7.0	7.1	8.7																																													
17.7	25.1	11.2	7.8	4.6																																													
8.4	24.7	7.8	8.2	3.1																																													

訂正文	原文																																																
	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">国民負担率(2017年) (対国民所得比)</th> <th colspan="4">社会保障給付費の比率(2013年) (対GDP比)</th> </tr> <tr> <th>社会保障負担率</th> <th>租税負担率</th> <th>年金</th> <th>医療</th> <th>福祉</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26.5</td> <td>41.7</td> <td>14.8</td> <td>8.6</td> <td>8.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.2</td> <td>53.8</td> <td>8.9</td> <td>6.6</td> <td>12.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22.6</td> <td>31.5</td> <td>10.2</td> <td>7.9</td> <td>8.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10.7</td> <td>36.9</td> <td>7.0</td> <td>7.1</td> <td>8.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17.7</td> <td>25.5</td> <td>11.2</td> <td>7.8</td> <td>4.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5</td> <td>26.1</td> <td>7.8</td> <td>8.2</td> <td>3.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>社会保障の国民負担率・給付費の比率の国際比較(社会保障統計年報ほか)</p> </div>	国民負担率(2017年) (対国民所得比)		社会保障給付費の比率(2013年) (対GDP比)				社会保障負担率	租税負担率	年金	医療	福祉	その他	26.5	41.7	14.8	8.6	8.3		5.2	53.8	8.9	6.6	12.3		22.6	31.5	10.2	7.9	8.0		10.7	36.9	7.0	7.1	8.7		17.7	25.5	11.2	7.8	4.6		8.5	26.1	7.8	8.2	3.1	
国民負担率(2017年) (対国民所得比)		社会保障給付費の比率(2013年) (対GDP比)																																															
社会保障負担率	租税負担率	年金	医療	福祉	その他																																												
26.5	41.7	14.8	8.6	8.3																																													
5.2	53.8	8.9	6.6	12.3																																													
22.6	31.5	10.2	7.9	8.0																																													
10.7	36.9	7.0	7.1	8.7																																													
17.7	25.5	11.2	7.8	4.6																																													
8.5	26.1	7.8	8.2	3.1																																													

番号	原文
69	<div style="text-align: center;">  <p>国の一般会計 [2019年度] 地方財政計画</p> <p>歳入 101.5兆円 歳出 101.5兆円 歳入 89.6兆円 歳出 89.6兆円</p> <p>税収 61.6% 地方交付税率 33.1 法人税 33.1 酒税 50 消費税 20.8</p> <p>公債金 32.2% その他 6.2%</p> <p>地方交付税等 15.8% 一般歳出 61.0% 国債費 23.2%</p> <p>地方税 44.8% 地方譲与税 3.0% 地方交付税等 18.1% 国庫支出金 16.4% 地方債 10.5% その他 7.2%</p> <p>給与関係費 22.7% 一般行政経費 42.9% 投資的経費 14.5% 公債費 13.3% その他 6.6%</p> <p>↑ 国の予算と地方財政計画(財政金融統計月報ほか)</p> </div>

訂正文
<div style="text-align: center;">  <p>国の一般会計 [2020年度 当初予算] 地方財政計画</p> <p>歳入 102.7兆円 歳出 102.7兆円 歳入 90.7兆円 歳出 90.7兆円</p> <p>税収 61.9% 地方交付税率 33.1 法人税 33.1 酒税 50 消費税 19.5</p> <p>公債金 31.7% その他 6.4%</p> <p>地方交付税等 15.4% 一般歳出 61.9% 国債費 22.7%</p> <p>地方税 45.1% 地方譲与税 2.9% 地方交付税等 18.3% 国庫支出金 16.8% 地方債 10.2% その他 6.7%</p> <p>給与関係費 22.4% 一般行政経費 44.5% 投資的経費 14.1% 公債費 12.9% その他 6.1%</p> <p>↑ 国の予算と地方財政計画(財政金融統計月報ほか)</p> </div>

70	<div style="text-align: center;">  <p>2015～17年度平均</p> <ul style="list-style-type: none"> 18～25%未満 12～18%未満 6～12%未満 6%未満 <p>* 実質公債費比率は地方税や地方交付税などに占める借金(地方債など)の割合を示す</p> <p>↑ 都道府県の実質公債費比率(総務省資料)</p> </div>
----	---

<div style="text-align: center;">  <p>2016～18年度平均</p> <ul style="list-style-type: none"> 18～25%未満 12～18%未満 6～12%未満 6%未満 <p>* 実質公債費比率は地方税や地方交付税などに占める借金(地方債など)の割合を示す</p> <p>↑ 都道府県の実質公債費比率(総務省資料)</p> </div>

番号	原文
71	<p>若年層の完全失業率の推移(労働力調査ほか)</p>

訂正文
<p>若年層の完全失業率の推移(労働力調査ほか)</p>

72	<p>雇用形態別の平均賃金(厚生労働省資料)</p>
----	----------------------------

<p>雇用形態別の平均賃金(厚生労働省資料)</p>

73	<p>日本の農業総生産は2017年現在、国内総生産(GDP)の1%を下回り、農業就業人口は180万人と、ピーク時の2割を切り、全国の耕作放棄地は20年前の2倍近くに増えた。また、日本の食料自給率</p>
----	---

<p>日本の農業総生産は2018年現在、国内総生産(GDP)の1%を下回り、農業就業人口は170万人と、ピーク時の2割を切り、全国の耕作放棄地は20年前の2倍近くに増えた。また、日本の食料自給率</p>

番号	原文																																																																																																								
74	2018年には、環太平洋経済連携協定 ^{れんけい} (TPP)が調印された。																																																																																																								
75	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>[2013年] (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>穀物</th> <th>野菜</th> <th>果実</th> <th>肉類</th> <th>卵類</th> <th>牛乳・乳製品</th> <th>魚介類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アメリカ</td><td>127</td><td>90</td><td>74</td><td>116</td><td>105</td><td>104</td><td>70</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>202</td><td>55</td><td>17</td><td>129</td><td>94</td><td>95</td><td>96</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>113</td><td>40</td><td>25</td><td>114</td><td>71</td><td>123</td><td>24</td></tr> <tr><td>スペイン</td><td>75</td><td>183</td><td>135</td><td>125</td><td>108</td><td>76</td><td>60</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>189</td><td>73</td><td>57</td><td>98</td><td>100</td><td>123</td><td>30</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>69</td><td>141</td><td>106</td><td>79</td><td>90</td><td>68</td><td>19</td></tr> <tr><td>オランダ</td><td>16</td><td>284</td><td>22</td><td>176</td><td>241</td><td>224</td><td>65</td></tr> <tr><td>スウェーデン</td><td>110</td><td>38</td><td>4</td><td>63</td><td>95</td><td>87</td><td>52</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>86</td><td>38</td><td>5</td><td>69</td><td>88</td><td>81</td><td>55</td></tr> <tr><td>スイス</td><td>42</td><td>46</td><td>37</td><td>80</td><td>54</td><td>102</td><td>2</td></tr> <tr><td>オーストラリア</td><td>279</td><td>82</td><td>90</td><td>166</td><td>99</td><td>146</td><td>29</td></tr> <tr><td>日本</td><td>28</td><td>79</td><td>40</td><td>55</td><td>95</td><td>64</td><td>55</td></tr> </tbody> </table> <p>↑おもな国の品目別自給率(食料需給表)</p> </div>		穀物	野菜	果実	肉類	卵類	牛乳・乳製品	魚介類	アメリカ	127	90	74	116	105	104	70	カナダ	202	55	17	129	94	95	96	ドイツ	113	40	25	114	71	123	24	スペイン	75	183	135	125	108	76	60	フランス	189	73	57	98	100	123	30	イタリア	69	141	106	79	90	68	19	オランダ	16	284	22	176	241	224	65	スウェーデン	110	38	4	63	95	87	52	イギリス	86	38	5	69	88	81	55	スイス	42	46	37	80	54	102	2	オーストラリア	279	82	90	166	99	146	29	日本	28	79	40	55	95	64	55
	穀物	野菜	果実	肉類	卵類	牛乳・乳製品	魚介類																																																																																																		
アメリカ	127	90	74	116	105	104	70																																																																																																		
カナダ	202	55	17	129	94	95	96																																																																																																		
ドイツ	113	40	25	114	71	123	24																																																																																																		
スペイン	75	183	135	125	108	76	60																																																																																																		
フランス	189	73	57	98	100	123	30																																																																																																		
イタリア	69	141	106	79	90	68	19																																																																																																		
オランダ	16	284	22	176	241	224	65																																																																																																		
スウェーデン	110	38	4	63	95	87	52																																																																																																		
イギリス	86	38	5	69	88	81	55																																																																																																		
スイス	42	46	37	80	54	102	2																																																																																																		
オーストラリア	279	82	90	166	99	146	29																																																																																																		
日本	28	79	40	55	95	64	55																																																																																																		

訂正文																																																																																																								
2018年には、環太平洋経済連携協定 ^{れんけい} (TPP)が発効した。																																																																																																								
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>[2017年] (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>穀物</th> <th>野菜</th> <th>果実</th> <th>肉類</th> <th>卵類</th> <th>牛乳・乳製品</th> <th>魚介類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アメリカ</td><td>119</td><td>87</td><td>73</td><td>113</td><td>103</td><td>112</td><td>65</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>178</td><td>61</td><td>22</td><td>139</td><td>95</td><td>101</td><td>88</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>112</td><td>46</td><td>27</td><td>112</td><td>72</td><td>118</td><td>27</td></tr> <tr><td>スペイン</td><td>53</td><td>191</td><td>137</td><td>140</td><td>114</td><td>84</td><td>59</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>170</td><td>72</td><td>62</td><td>100</td><td>99</td><td>118</td><td>29</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>63</td><td>146</td><td>108</td><td>74</td><td>97</td><td>81</td><td>17</td></tr> <tr><td>オランダ</td><td>9</td><td>328</td><td>38</td><td>228</td><td>192</td><td>203</td><td>65</td></tr> <tr><td>スウェーデン</td><td>132</td><td>37</td><td>5</td><td>71</td><td>96</td><td>91</td><td>69</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>94</td><td>46</td><td>10</td><td>72</td><td>91</td><td>90</td><td>55</td></tr> <tr><td>スイス</td><td>44</td><td>52</td><td>40</td><td>84</td><td>62</td><td>103</td><td>3</td></tr> <tr><td>オーストラリア</td><td>345</td><td>92</td><td>99</td><td>148</td><td>100</td><td>130</td><td>33</td></tr> <tr><td>日本</td><td>28</td><td>79</td><td>40</td><td>52</td><td>96</td><td>60</td><td>52</td></tr> </tbody> </table> <p>↑おもな国の品目別自給率(食料需給表)</p> </div>		穀物	野菜	果実	肉類	卵類	牛乳・乳製品	魚介類	アメリカ	119	87	73	113	103	112	65	カナダ	178	61	22	139	95	101	88	ドイツ	112	46	27	112	72	118	27	スペイン	53	191	137	140	114	84	59	フランス	170	72	62	100	99	118	29	イタリア	63	146	108	74	97	81	17	オランダ	9	328	38	228	192	203	65	スウェーデン	132	37	5	71	96	91	69	イギリス	94	46	10	72	91	90	55	スイス	44	52	40	84	62	103	3	オーストラリア	345	92	99	148	100	130	33	日本	28	79	40	52	96	60	52
	穀物	野菜	果実	肉類	卵類	牛乳・乳製品	魚介類																																																																																																	
アメリカ	119	87	73	113	103	112	65																																																																																																	
カナダ	178	61	22	139	95	101	88																																																																																																	
ドイツ	112	46	27	112	72	118	27																																																																																																	
スペイン	53	191	137	140	114	84	59																																																																																																	
フランス	170	72	62	100	99	118	29																																																																																																	
イタリア	63	146	108	74	97	81	17																																																																																																	
オランダ	9	328	38	228	192	203	65																																																																																																	
スウェーデン	132	37	5	71	96	91	69																																																																																																	
イギリス	94	46	10	72	91	90	55																																																																																																	
スイス	44	52	40	84	62	103	3																																																																																																	
オーストラリア	345	92	99	148	100	130	33																																																																																																	
日本	28	79	40	52	96	60	52																																																																																																	

76	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>[2016年]</p> <p>↑おもな国の電源別発電量(IEA資料) 数値は各国内での発電量のみのもので、電力の輸出入は含まれていない。</p> </div>
----	---

<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>[2017年]</p> <p>↑おもな国の電源別発電量(IEA資料) 数値は各国内での発電量のみのもので、電力の輸出入は含まれていない。</p> </div>

番号	原文
77	<p>原子力発電は全世界の発電量の約<u>11%</u>を占めている(<u>2016</u>年)。原子力は大量</p>

訂正文
<p>原子力発電は全世界の発電量の約<u>10%</u>を占めている(<u>2017</u>年)。原子力は大量</p>

78	<div data-bbox="421 529 862 949" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>[2018年] *2017年</caption> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GDP</td> <td>5.8%</td> </tr> <tr> <td>貿易額</td> <td>3.8%</td> </tr> <tr> <td>ODA* (DAC29か国中)</td> <td>7.8%</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>1.7%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="430 954 846 1013" data-label="Caption"> <p>↑世界のなかの日本のシェア(世界銀行資料ほか)</p> </div>	指標	割合	GDP	5.8%	貿易額	3.8%	ODA* (DAC29か国中)	7.8%	面積	0.3%	人口	1.7%
指標	割合												
GDP	5.8%												
貿易額	3.8%												
ODA* (DAC29か国中)	7.8%												
面積	0.3%												
人口	1.7%												

78	<div data-bbox="1460 529 1901 949" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>[2019年] *2018年</caption> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GDP</td> <td>5.8%</td> </tr> <tr> <td>貿易額</td> <td>3.7%</td> </tr> <tr> <td>ODA* (DAC29か国中)</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>面積*</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1473 954 1890 1013" data-label="Caption"> <p>↑世界のなかの日本のシェア(世界銀行資料ほか)</p> </div>	指標	割合	GDP	5.8%	貿易額	3.7%	ODA* (DAC29か国中)	5.0%	面積*	0.3%	人口	1.6%
指標	割合												
GDP	5.8%												
貿易額	3.7%												
ODA* (DAC29か国中)	5.0%												
面積*	0.3%												
人口	1.6%												

番号	原文	訂正文
79	<p style="text-align: center;">民法(抜すい) ●改正公布 昭和22年12月22日 法律第222号</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1条〔基本原則〕 ①私権は、公共の福祉に適合しなければならない。</p> <p>②権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。</p> <p>③権利の濫用は、これを許さない。</p> <p>第4条〔成年〕 年齢20歳をもって、成年とする。</p> <p>第5条〔未成年者の法律行為〕 ①未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。</p> <p>②前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。</p> <p>第90条〔公序良俗〕 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。</p> <p>第95条〔錯誤〕 <u>意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。</u></p> <p>第96条〔詐欺又は強迫〕 ①詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。</p> <p>第2編 物権</p> <p>第206条〔所有権の内容〕 所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。</p> <p>第3編 債権</p> <p>第446条〔保証人の責任等〕 ①保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。</p> <p>②保証契約は、書面でなければ、その効力を生じない。</p> <p>③保証契約がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によってされたときは、その保証契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>第709条〔不法行為による損害賠償〕 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>第4編 親族</p> <p>第725条〔親族の範囲〕 次に掲げる者は、親族とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 6親等内の血族 2 配偶者 3 3親等内の姻族 <p>第731条〔婚姻適齢〕 男は、18歳に、女は、16歳にならなければ、婚姻をすることができない。</p> <p>第5編 相続</p> <p>第887条〔子及びその代襲者等の相続権〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被相続人の子は、相続人となる。 ②被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。 ③前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。 	<p style="text-align: center;">民法(抜すい) ●改正公布 昭和22年12月22日 法律第222号</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1条〔基本原則〕 ①私権は、公共の福祉に適合しなければならない。</p> <p>②権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。</p> <p>③権利の濫用は、これを許さない。</p> <p>第4条〔成年〕 年齢20歳をもって、成年とする。</p> <p>第5条〔未成年者の法律行為〕 ①未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。</p> <p>②前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。</p> <p>第90条〔公序良俗〕 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。</p> <p>第95条〔錯誤〕 ①意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意思表示に対応する意思を欠く錯誤 2 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤 <p>第96条〔詐欺又は強迫〕 ①詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。</p> <p>第2編 物権</p> <p>第206条〔所有権の内容〕 所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。</p> <p>第3編 債権</p> <p>第446条〔保証人の責任等〕 ①保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。</p> <p>②保証契約は、書面でなければ、その効力を生じない。</p> <p>③保証契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その保証契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>第709条〔不法行為による損害賠償〕 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>第4編 親族</p> <p>第725条〔親族の範囲〕 次に掲げる者は、親族とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 6親等内の血族 2 配偶者 3 3親等内の姻族 <p>第731条〔婚姻適齢〕 男は、18歳に、女は、16歳にならなければ、婚姻をすることができない。</p> <p>第5編 相続</p> <p>第887条〔子及びその代襲者等の相続権〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被相続人の子は、相続人となる。 ②被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。 ③前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

番号

原文

訂正文

80

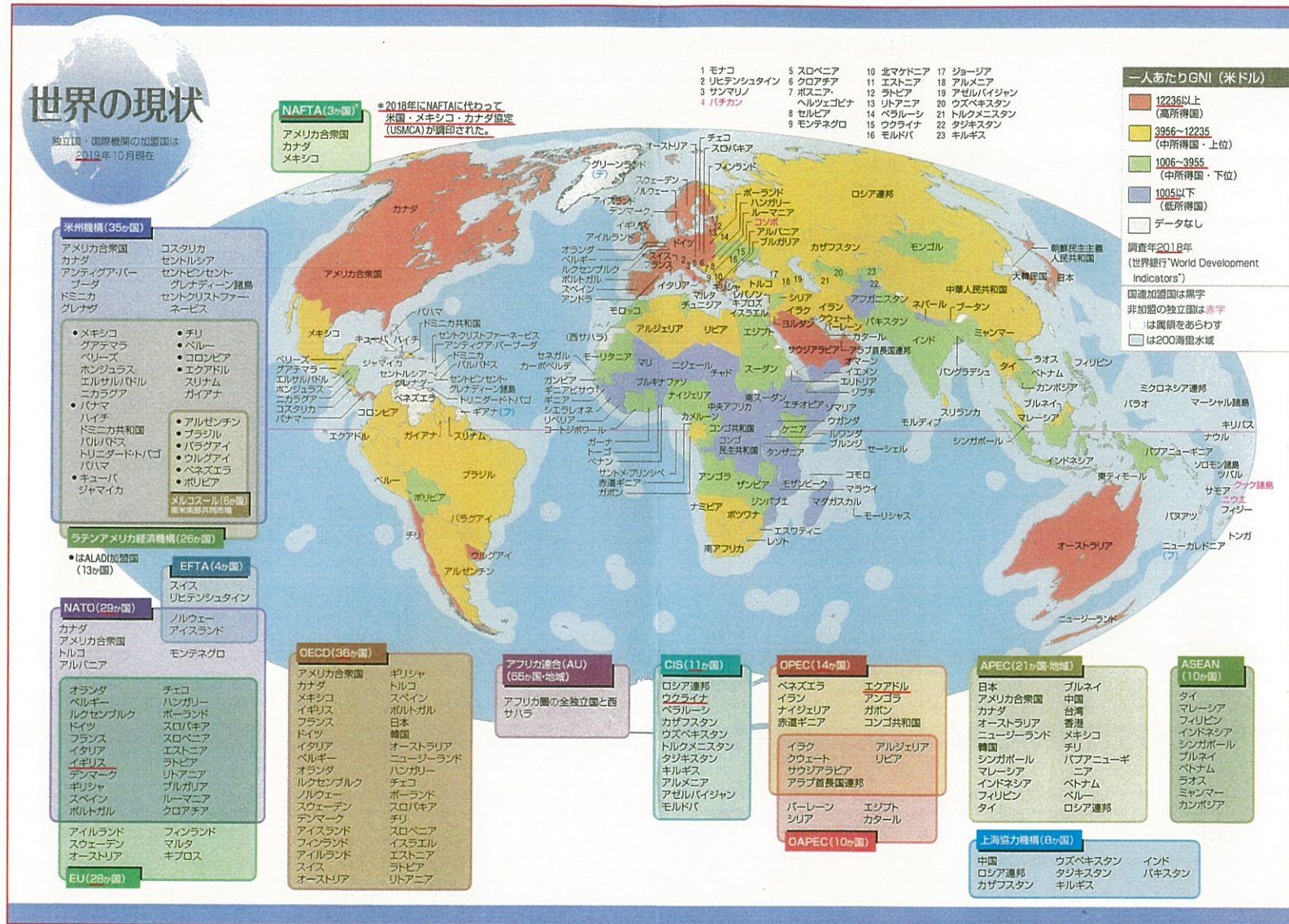
裁判官の独立	58	社会権	13, 36	情報通信技術	107, 200
裁判所	58	社会主義	21, 113, 117	情報の非対称性	128, 162
裁判を受ける権利	41	社会主義市場経済	118	条約	83
裁量的財政政策	143	社会的共通資本	182	条例	65
裁量労働制	175	社会的費用	159	食料安全保障	167
砂漠化	103	社会福祉	179	食糧管理制度	165
サブプライムローン	141	社会保険	178	食料自給率	166, 212
サミット	191	社会保障	177, 204	食料・農業・農村基本法	166
参議院	50	社会保障と税の一体改革	14, 32	女子差別撤廃条約	14, 32
産業革命	113	所得	146, 204	所得	120
産業構造の高度化	153	所得税	144	所得税	144
産業再生機構	155	所得の再分配	143	所得の再分配	143
産業の空洞化	154	所有と経営の分離	123	所有と経営の分離	123
三権分立	10, 50	知る権利	40	知る権利	40
参審制	62	信教の自由	33	信教の自由	33
三審制	59	新興工業経済地域	195	新興工業経済地域	195
酸性雨	102	人口減少社会	182, 183	人口減少社会	182, 183
参政権	41	新国際経済秩序	194	新国際経済秩序	194
サンフランシスコ平和条約	90	新自由主義	119	新自由主義	119
三位一体の改革	66, 155	人種差別撤廃条約	14	人種差別撤廃条約	14
三面等価の原則	132	身体の自由	84	身体の自由	84
三割自治	66	信託統治理事会	46	信託統治理事会	46
		自由貿易	185	自由貿易	185
		自由貿易協定	199	自由貿易協定	199
		住民自治	64	住民自治	64
自衛隊	43	住民投票	66	住民投票	66
私擬憲法	24	主権	7, 80	主権	7, 80
死刑制度	34	主権国家	7, 80	主権国家	7, 80
資源ナショナリズム	194	首相	54	首相	54
自己決定権	40	首長	65	首長	65
自己資本	124	需要	126	需要	126
自己資本比率	124, 140	需要曲線	127	需要曲線	127
資産効果	120, 154	主要国首脳会議	191	主要国首脳会議	191
市場	112, 126	循環型社会	161	循環型社会	161
市場経済	114, 126	循環型社会形成推進基本法	161	循環型社会形成推進基本法	161
市場占有率	122	シュンペーター	115	シュンペーター	115
市場の失敗	128	常会	52	常会	52
市場メカニズム	128	障害者雇用促進法	32, 176	障害者雇用促進法	32, 176
自然権	8, 12, 28	証券化商品	141	証券化商品	141
自然法	10	証券市場	136	証券市場	136
持続可能な開発	104	証券主義	34	証券主義	34
持続可能な開発に関する	104	少子高齢化	181, 204	少子高齢化	181, 204
世界首脳会議	104	少子高齢社会	180, 204	少子高齢社会	180, 204
持続可能な開発目標	195, 216	小選挙区制	72	小選挙区制	72
下請け	168	小選挙区比例代表並立制	72	小選挙区比例代表並立制	72
自治事務	65	象徴天皇制	27	象徴天皇制	27
7条解散	54	常任委員会	52	常任委員会	52
市町村合併	67, 206	常任理事国	86	常任理事国	86
実質経済成長率	133	少年法	60, 63	少年法	60, 63
地場産業	169, 211	消費支出	120	消費支出	120
死罪	72	消費者基本法	163	消費者基本法	163
シビリアン・コントロール	49	消費者契約法	164	消費者契約法	164
司法	58	消費者主権	162	消費者主権	162
司法権の独立	58	消費者庁	163	消費者庁	163
司法制度改革	62	消費者の四つの権利	163	消費者の四つの権利	163
資本移転等収支	187	消費者物価	133	消費者物価	133
資本主義経済	113, 114	消費者問題	162	消費者問題	162
資本装備率	168	消費税	144	消費税	144
資本の自由化	150	消費生活センター	163	消費生活センター	163
市民革命	7	情報化	200	情報化	200
シャープ勧告	144	情報公開法	40, 57	情報公開法	40, 57
社会起業家	125				
社会契約説	7, 8				

裁判官の独立	58	社会権	13, 36	情報通信技術	107, 200
裁判所	58	社会主義	21, 113, 117	情報の非対称性	128, 162
裁判を受ける権利	41	社会主義市場経済	118	条約	83
裁量的財政政策	143	社会的共通資本	182	条例	65
裁量労働制	175	社会的費用	159	食料安全保障	167
砂漠化	103	社会福祉	179	食糧管理制度	165
サブプライムローン	141	社会保険	178	食料自給率	166, 212
サミット	191	社会保障	177, 204	食料・農業・農村基本法	166
参議院	50	社会保障と税の一体改革	14, 32	女子差別撤廃条約	14, 32
産業革命	113	所得	146, 204	所得	120
産業構造の高度化	153	所得税	144	所得税	144
産業再生機構	155	所得の再分配	143	所得の再分配	143
産業の空洞化	154	所有と経営の分離	123	所有と経営の分離	123
三権分立	10, 50	知る権利	40	知る権利	40
参審制	62	信教の自由	33	信教の自由	33
三審制	59	新興工業経済地域	195	新興工業経済地域	195
酸性雨	102	人口減少社会	182, 183	人口減少社会	182, 183
参政権	41	新国際経済秩序	194	新国際経済秩序	194
サンフランシスコ平和条約	90	新自由主義	119	新自由主義	119
三位一体の改革	66, 155	人種差別撤廃条約	14	人種差別撤廃条約	14
三面等価の原則	132	身体の自由	84	身体の自由	84
三割自治	66	信託統治理事会	46	信託統治理事会	46
		自由貿易	185	自由貿易	185
		自由貿易協定	199	自由貿易協定	199
		住民自治	64	住民自治	64
		住民投票	66	住民投票	66
		主権	7, 80	主権	7, 80
		主権国家	7, 80	主権国家	7, 80
		首相	54	首相	54
		首長	65	首長	65
		需要	126	需要	126
		需要曲線	127	需要曲線	127
		主要国首脳会議	191	主要国首脳会議	191
		市場	112, 126	市場	112, 126
		市場経済	114, 126	市場経済	114, 126
		市場占有率	122	市場占有率	122
		市場の失敗	128	市場の失敗	128
		市場メカニズム	128	市場メカニズム	128
		自然権	8, 12, 28	自然権	8, 12, 28
		自然法	10	自然法	10
		持続可能な開発	104	持続可能な開発	104
		持続可能な開発に関する	104	持続可能な開発に関する	104
		世界首脳会議	104	世界首脳会議	104
		持続可能な開発目標	195, 216	持続可能な開発目標	195, 216
		下請け	168	下請け	168
		自治事務	65	自治事務	65
		7条解散	54	7条解散	54
		市町村合併	67, 206	市町村合併	67, 206
		実質経済成長率	133	実質経済成長率	133
		地場産業	169, 211	地場産業	169, 211
		死罪	72	死罪	72
		シビリアン・コントロール	49	シビリアン・コントロール	49
		司法	58	司法	58
		司法権の独立	58	司法権の独立	58
		司法制度改革	62	司法制度改革	62
		資本移転等収支	187	資本移転等収支	187
		資本主義経済	113, 114	資本主義経済	113, 114
		資本装備率	168	資本装備率	168
		資本の自由化	150	資本の自由化	150
		市民革命	7	市民革命	7
		シャープ勧告	144	シャープ勧告	144
		社会起業家	125	社会起業家	125
		社会契約説	7, 8	社会契約説	7, 8

番号

81

原文



番号	原文																									
82	<p>*低・中・高所得国の区分は世界銀行による(後見返しの地図を参照) [2018年]</p> <table border="1"> <caption>2018年 南北間の格差 (世界銀行資料)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>低所得国</th> <th>中所得国 (下位)</th> <th>中所得国 (上位)</th> <th>高所得国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積 (1億3203万km²)</td> <td>10.7%</td> <td>15.8%</td> <td>45.4%</td> <td>28.1%</td> </tr> <tr> <td>人口 (75億9430万人)</td> <td>9.3%</td> <td>39.8%</td> <td>35.0%</td> <td>15.9%</td> </tr> <tr> <td>GNI (84.3兆ドル)</td> <td>8.0%</td> <td>27.9%</td> <td>63.4%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>輸出総額 (19.9兆ドル)</td> <td>8.4%</td> <td>23.5%</td> <td>67.4%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>▲南北間の格差(世界銀行資料)</p>	項目	低所得国	中所得国 (下位)	中所得国 (上位)	高所得国	面積 (1億3203万km ²)	10.7%	15.8%	45.4%	28.1%	人口 (75億9430万人)	9.3%	39.8%	35.0%	15.9%	GNI (84.3兆ドル)	8.0%	27.9%	63.4%	-	輸出総額 (19.9兆ドル)	8.4%	23.5%	67.4%	-
項目	低所得国	中所得国 (下位)	中所得国 (上位)	高所得国																						
面積 (1億3203万km ²)	10.7%	15.8%	45.4%	28.1%																						
人口 (75億9430万人)	9.3%	39.8%	35.0%	15.9%																						
GNI (84.3兆ドル)	8.0%	27.9%	63.4%	-																						
輸出総額 (19.9兆ドル)	8.4%	23.5%	67.4%	-																						

訂正文																									
<p>*低・中・高所得国の区分は世界銀行による(後見返しの地図を参照) [2019年]</p> <table border="1"> <caption>2019年 南北間の格差 (世界銀行資料)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>低所得国</th> <th>中所得国 (下位)</th> <th>中所得国 (上位)</th> <th>高所得国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積 (1億3203万km²)</td> <td>9.7%</td> <td>17.1%</td> <td>44.8%</td> <td>28.4%</td> </tr> <tr> <td>人口 (76億7350万人)</td> <td>8.7%</td> <td>38.0%</td> <td>37.2%</td> <td>16.1%</td> </tr> <tr> <td>GNI (88.8兆ドル)</td> <td>7.2%</td> <td>29.2%</td> <td>63.0%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>輸出総額 (19.0兆ドル)</td> <td>6.2%</td> <td>27.2%</td> <td>66.3%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>▲南北間の格差(世界銀行資料)</p>	項目	低所得国	中所得国 (下位)	中所得国 (上位)	高所得国	面積 (1億3203万km ²)	9.7%	17.1%	44.8%	28.4%	人口 (76億7350万人)	8.7%	38.0%	37.2%	16.1%	GNI (88.8兆ドル)	7.2%	29.2%	63.0%	-	輸出総額 (19.0兆ドル)	6.2%	27.2%	66.3%	-
項目	低所得国	中所得国 (下位)	中所得国 (上位)	高所得国																					
面積 (1億3203万km ²)	9.7%	17.1%	44.8%	28.4%																					
人口 (76億7350万人)	8.7%	38.0%	37.2%	16.1%																					
GNI (88.8兆ドル)	7.2%	29.2%	63.0%	-																					
輸出総額 (19.0兆ドル)	6.2%	27.2%	66.3%	-																					

83	<p>▲社会保障費(給付費)の推移(国立社会保障・人口問題研究所資料)</p>
----	---

<p>▲社会保障費(給付費)の推移(国立社会保障・人口問題研究所資料)</p>

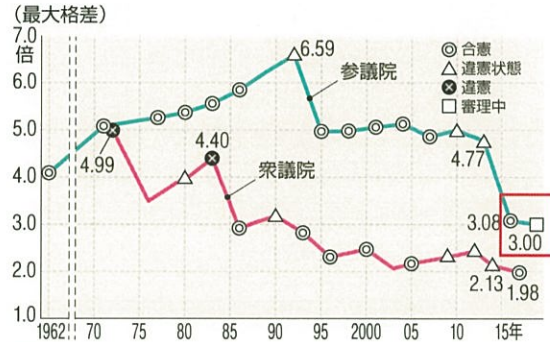
84	<p>核兵器禁止条約^⑤も国連で採択されている。</p>
----	--

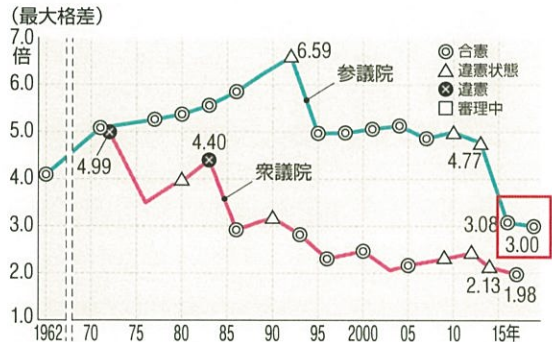
<p>核兵器禁止条約^⑤も国連で採択されている。 2021年発効</p>
--

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
66	左上地図	(添付別紙 1 参照)	(添付別紙 1 参照)
74	右上グラフ	(添付別紙 1 参照)	(添付別紙 1 参照)
105	8	(添付別紙 1 参照)	(添付別紙 1 参照)
199	右上地図	(添付別紙 2 参照)	(添付別紙 2 参照)
199	右上地図	(添付別紙 2 参照)	(添付別紙 2 参照)
199	12-13	(添付別紙 2 参照)	(添付別紙 2 参照)

番号	原文
1	 <p>↑住民投票が行われたおもな自治体</p>

訂正文
 <p>↑住民投票が行われたおもな自治体</p>

2	 <p>↑「一票の格差」と最高裁判決(総務省資料ほか)</p>
---	---

 <p>↑「一票の格差」と最高裁判決(総務省資料ほか)</p>

3	<p>減目標の達成は義務化されず、また <u>2017年にアメリカが離脱を表明した。</u></p>
---	--

<p>減目標の達成は義務化されず、また <u>2020年にアメリカが離脱した。</u></p>

番号	原文
4 ・ 5	<p>日本のFTA・EPAの現状</p>

訂正文
<p>日本のFTA・EPAの現状</p>

6	<p>2004年 かんこく 2005年 2018年</p> <p>「ASEAN+3 (日本・韓国・中国)」など ASEAN を核とする FTA・EPA 検</p> <p>討の動きがあるほか、<u>TPP (環太平洋経済連携協定)</u> のように、より広範囲</p> <p>2018年調印・発効 Trans-Pacific Partnership</p>
---	---

<p>2004年 かんこく 2005年 2018年</p> <p>「ASEAN+3 (日本・韓国・中国)」などを核とする <u>東アジア地域包括的経</u></p> <p><u>済連携 (RCEP)</u> や、<u>TPP (環太平洋経済連携協定)</u> のように、より広範囲に</p> <p>アールセップ 2020年調印 Regional Comprehensive Economic Partnership 2018年調印・発効 Trans-Pacific Partnership</p>
--